

出席委員 山上委員長、吉田副委員長
青木委員、佐藤委員、廣田委員、横手委員、黒沢委員
岸本議長

欠席委員 なし

説明者 原田環境経済部長、原産業振興課長、中島副主幹、牧田主査
大山環境課長、徳江副主幹、赤井副主幹、越原主査、阿久津主査
吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長、広田主査、岸主査
畠山都市建設部長、勝又道路課長、彦坂副技幹、寺師主事
西島下水道課長、遠藤副主幹、飯田副技幹、前島主任主事
栢沼都市計画課長、大鷲副主幹、大野副技幹、鈴木主査
飯尾都市整備課長、小林副技幹
大平会計管理者（兼）会計課長、袴田副主幹
大八木選挙管理委員会事務局書記長、桑原主任主事
磯崎監査委員事務局長、大場主任主事

案 件

（付託議案）

1. 議案第6号 令和8年度寒川町一般会計予算
2. 議案第7号 令和8年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第8号 令和8年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第9号 令和8年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第10号 令和8年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和8年3月17日
午前9時00分 開会

【山上委員長】 おはようございます。予算特別委員会も本日で3日目となりました。本日の予定としましては、環境経済部産業振興課からスタートいたしまして、午後、道路、下水道、都市計画、都市整備、そして会計、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局と順番に進むこととなりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、執行部入室のため暫時休憩といたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、環境経済部産業振興課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 おはようございます。それでは、環境経済部が所管いたします3課の予算審査をよろしくお願いいたします。初めに、産業振興課の予算審査になります。説明につきましては、原

産業振興課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 それでは、環境経済部産業振興課所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。勤労者福祉事務経費は、勤労者の相互連携や交流をすることにより地域における貢献を進めるための費用でございます。旅費につきましては、職員の出張旅費でして、実績に合わせて減額しております。負担金、補助及び交付金の負担金でございますが、令和7年度までは、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町と湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会との共催で行う湘南地区障害者卓球大会への負担金といたしまして、3万円を計上しておりましたが、神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金の範囲内で事業運営が可能なることから減額しております。次に、補助金でございますが、補助金等の説明資料タブレットの11ページに記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料3ページ、勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代で、中小企業に勤務する方を対象に、同一業種に長く従事し、技能、技術の錬磨及び後進の育成等に寄与した方を表彰するもので、実績に合わせて減額しております。役務費は、3年に一度実施している勤労者実態調査の通信運搬費でございます。次に、負担金、補助及び交付金でございますが、負担金は、湘南合同就職面接会負担金で、ハローワークと藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が連携して実施する面接会への負担金が3万2,000円でございます。補助金については、補助金等の説明資料タブレット11ページに記載のとおりでございます。貸付金は、勤労者福利資金預託金で、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託するものでございます。なお、貸付限度額は300万円で、融資枠は3倍協調となっております。下表の特定財源は記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料4ページ、職員給与費につきましては、環境経済部長を含む職員9名分の人件費でございます。

続きまして、タブレット資料5ページ、商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張経費でございます。実績に合わせて減額しております。

続きまして、タブレット資料6ページ、商業振興事業費の報償費は、町商工会が事務局となって実施しております優良小売店舗表彰の町長賞1店舗分の記念品に係る経費でございます。次に、負担金、補助及び交付金でございます。負担金につきましては、湘南ビジネスコンテスト負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で開催しております域内の起業家の皆さんがビジネスプランを競うコンテストへの負担金2万5,000円でございます。次に、補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット12ページに記載のとおりでございます。商工会補助金は、町商工業の総合的振興を図るため町商工会に対して助成を行うものでございますが、内訳としましては、地域活性化事業分及びデジタル地域通貨さむかわP a yのランニング費用の補助となります。さむかわP a yポイント還元事業につきましては、令和7年度7号補正にて繰越明許として計上しているため、当初予算では1億819万1,000円の減となっております。その他の増減理由及び特定財源については、記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料7ページ、企業支援事業費は、商工会や各支援機関と連携し、商工業者

に対する総合的な支援を行い、エコノミックガーデニング事業を推進することにより、中小企業の稼ぐ力の強化を図るための事業でございます。報償費は、中小企業支援のために配置した地域経済コンシェルジュの活動に対する謝礼でございます。需用費の消耗品費は、地域経済コンシェルジュの名刺代でございます。次に、使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備しております市場情報データを使用するための経費でございます。負担金、補助及び交付金の負担金は、産業のまちネットワーク推進協議会負担金3万円でございます。この協議会は、産業のまちと言われる中小企業、主に製造業が集積する自治体で組織する協議会で、担当者の意見交換を通して各自治体が抱える問題の解決を促し、併せて地域間企業のネットワーク化を進めることで地域経済の発展を図ることを目的としております。補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット13ページに記載のとおりでございます。増減理由につきましても記載のとおりであり、実績に基づいた増額となっております。次に、貸付金でございます。中小企業融資貸付金預託金につきましては、中小企業の経営安定化と振興を図ることを目的に町の中小企業事業資金融資、中小企業施設整備資金特別融資を行うための資金を湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行、静岡中央銀行の4金融機関に預託するものでございまして、今後の資金需要を見込んでの増額となっております。なお、貸付限度額は、事業資金が1,000万円、施設整備が5,000万円で、融資額は10倍協調となっております。下表の特定財源は記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料8ページをご覧ください。企業立地促進事業費は、地域産業の振興を図るため、既存企業の町内での投資や新規立地等をする企業に対して税の軽減や雇用奨励を行うための事業でございます。負担金、補助及び交付金は、補助金等の説明資料タブレット13ページに記載のとおりでございます。企業立地雇用奨励金につきましては、実績により予算額はゼロ円としております。

続きまして、タブレット資料は9ページ、観光事務経費でございますが、旅費は、職員の出張旅費でございます。需用費の光熱水費は、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジ入口に設置しております町観光案内看板につきまして、夜間のライトアップに伴う電気使用料でございます。役務費は、寒川駅南口、北口及び寒川駅北インターチェンジに設置されております周辺案内看板等の建物共済保険加入費用でございます。

続きまして、タブレット資料は10ページ、観光振興事業費の需用費、消耗品費でございますが、県内外で実施する観光キャンペーン等で配布するノベルティーを購入するための経費でございます。次に、負担金、補助及び交付金でございます。まず、負担金につきましては、湘南地区の市町で組織する湘南地区観光振興協議会負担金14万5,000円と、県内市町村と観光物産関連団体で組織する神奈川県観光協会負担金3万円でございます。次に、補助金については、補助金等の説明資料タブレット資料14ページに記載のとおりでございます。

以上が、産業振興課所管の令和8年度予算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

佐藤委員。

【佐藤委員】 久しぶりに予算の委員会に出ているものですからあれなんですけれど、特に産業振興の関係は、私もそういったところにいるのですごく関心を持っておりますけれど、中小企業活性化事業補助金で様々、中小企業に対して資格を取得したりだとか、ISO等のというのがあるんですけれど、この4つメニューが書いてある以外で、例えば食品関係で言えば、HACCPだとかいろんなものもあるかと思うんですよね。そういったもののニーズというか、そういうものを捉えてきたのかということを確認したいと思います。

あと、ISOの関係で言えば、例えば入札の要件に、いわゆるインセンティブがこういうところで、ISOを取得することによって、町の中でも評価がされてインセンティブが取れていくというような流れというのは、以前あまりできていないと認識はしておりましたが、現在どういうふうを考えているのかということ伺いたいなと思います。

それと、企業等立地促進事業の中で、企業立地雇用奨励金というものの予算、取られていないと思うんですが、これは大きな課題が見えてきているのかどうかということをまず伺いたいなと思います。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 まず、中小企業活性化事業費補助金について、ニーズについてはどのようになっているかということでございますけれども、寒川町中小企業につきましては、地域経済コンシェルジュが1年に1回は訪問してお話をしたりしているところです。その中で各中小企業の皆さんからお話を伺ったりして、何が必要なかということの聞き取っているところでございます。

2点目のISOについてでございますけれども、ISOについて入札等ということでは特にはないんですが、こちらは各企業において、その企業が今後、販路拡大等をされる時に必要な認定という場合に使っていただくと考えているものでございます。

それから、3点目の雇用奨励金、予算がゼロってどういうことか。課題等とはということですが、こちらについては、今こちらに記載の、タブレット13ページに記載の説明が、立地についての条例の今ちょうど上程をさせていただいている今現在の現行の条例の文となっております。こちらに雇用した日の1年前から町内に住所を有する者をというようになっておりますけれども、条例の一部改正の中で、この「雇用した日の1年前から」というのを削除しようというような今、改正案を出させていただいているところですので、そちらで対応していきたいと思ひまして、なお、予算がゼロ円ということになっておりますけれども、これは4月からの条例改正ということと、1年前からという今の条文の中ですと、今現在で雇用しているかどうかというのを立地した企業等に聞き取り等を行っております、来年度には該当しないというような判断の下でゼロ円とさせていただいております。

以上です。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 ほかのこと、中小企業活性化事業補助金のほうですけれど、先ほど事例も言ったんですが、ISOの品質だとか環境だとか衛生だとかって、9000、15000シリーズ、20000って上がっていくんですよね。それだけでも区分があって、ついでに食品関係で言えば、先ほど言ったようなHACCPという、同じようなトレーサビリティの取組みたいなところがあるんですけど、そういうところまで利用したいというようなニーズと活性化度合いというのはあんまりずっと変わってきていないなという

感じがするんですよね。マッチしているのかなというふうな見方をしているんですけど、令和8年度ではコンシェルジュが回っているんだと思うんですけど、そういったものも含めて、少し合っているかどうかということは伺っていただきたいなというふうなところがあります。

それと、企業立地雇用奨励金というのは、実態として現時点では雇用される計画がないということでゼロだというふうなものなんですけど、私が聞きたいのは、その中にゼロになってしまう課題が含まれていて次の予算立てをするときに、ゼロだからゼロなんですよ。ただ、こういう動きをしていますよということを伺ったつもりなんです。その辺のところを伺いたいと思います。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 ニーズ等については、今お伺いした意見を地域経済コンシェルジュにも伝えて、そういうようなことを意識しながら聞き取っていきたいと考えております。

それから、雇用奨励金につきましては、これが変わるということなので、新たな課題としているところをなくしたつもりでおりますので、また立地の際等にそこが新たな対象が出てくるかなというようには考えております。

以上です。

【山上委員長】 原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 ありがとうございます。まず、中小活性化の補助金についてです。こちらにつきましては、先ほど課長もお話したとおり、コンシェルジュが企業さんに出向いてニーズ取りをしています。そうした中で、当初、ISOのほうは最初から対象だったんですが、HACCPなんかは、次世代の企業さんのほうでそういったご相談もあって増やしていったという経過もありますので、引き続きこういったところについては、ニーズを取りながら対応していきたいと考えております。

それと企業立地のほうでございます。こちらにつきましては、雇用奨励の部分については、なかなかこれまで実績がなかったという中で、今回、条例改正と併せて規則のほうも改正させていただいて、少しでも多くの方が利用できるような形で1年前という部分を取らせていただいております。ただ、この部分についても、どうしても企業立地が進んできて、機械がオートメーション化されていくと雇用のほうも減ってくるという部分がありますので、ここはやはりまた5年間しっかり見させていただいた中で、ニーズはどうかというところを取りながら、今後ブラッシュアップできたらいいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 分かりました。いずれにしても、町内の中小企業の産業振興という観点で見れば、様々なISOなり販路拡大なりって、こういうものが育っていく環境をつくっていくことなので非常に重要だと思うし、生かされていけばいいなということで質問しています。こちらのほうは、いずれにしても、もっともっと振興という観点で進めていただければと思います。

基本的に企業立地雇用のほうは、町内企業もヒアリングをすれば町内で今単独で社宅や寮というところも持っていないところが多くなってきているんですよね、実情は。なおかつ、今言われていましたけど、オートメーション化しても、結果的に人の作業は残るので、最終的に人手不足だとか少子高齢化ってやつで採用がままならないものですから人が減っているんですけど、実態は人は欲しいというものがあ

りますから、単純に民間企業の仕事量というのは増減が一定していないんですよね。いつもこの辺が繁忙期になるとかじゃなくて、人気、不人気で売れたり売れなかったりというもので、町内企業、雇用動向というのは増えているんだと思うんですよね。そういったところを捉えれば、よりインセンティブがいいのか、それとも補助的なものがどういうところに効くのかということとはしっかりとヒアリングをして組み立てていったほうがいいなと思いますので、ぜひ次年度の中でいろいろと研究、検討していただければと思います。要望めいた形になりますが、何かありましたらお願いしたいと思います。

【山上委員長】 原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 ありがとうございます。町担当といたしましても、今、やっぱり町で活動を行ってくださっている企業さんの流出防止というのは一番力を入れていかなければいけないところだと考えております。そうした中で、佐藤委員さんもお出席して下さっているような労働行政懇談会等もありまして、そこでは企業の執行部側と雇用の組合側の方たちとの意見交換もごございます。そこには部長職全てと理事者も含めて意見交換を毎年させていただいていますので、そういった中で様々な意見を聞きながらしっかりと対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 4点あります。まず、14分の7ページなんですけども、8,500万の預託金の算定根拠ですね。過去の実績、トレンドによるものなのかというのが1点目と、14分の8ページで、金額少ないんですけど、企業立地促進事業という割には申請が見込まれないというのが、単純に企業から問合せがないというふうな見込みなのかどうか。

それと14分の12ページで、ここが総括的にいろんな融資とか保証関連が一覧で出ているんですけど、これらが中小企業の倒産防止とか経営安定にどの程度、ざくっとした聞き方なんですけど、寄与しているのか。これだけのお金を投入しているので、データのなものとか、何かあると思うんです。その辺をお伺いします。

最後に、14分の13ページなんですけども、創業支援で8,500万円使っているじゃないですか。使うとか、投入するに対して、今いる存続企業の活性化補助金というのは300万円前後で、これと比較すると随分差があるなといったところのバランスがどうなのかといったところですね。要は、既存事業者の廃業防止とか、新規事業者の促進というバランスの観点でどうなのかなって。限られた財源の中で最初も継続中も両方というのも、まずは最初に投入するんだというような考え方とかあると思うんですけど、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

【山上委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 4点いただきましたので、順次お答えさせていただきます。1点目の貸付金の預託金の8,500万円の根拠になりますけれども、こちらは10倍協調となっていて、金融機関が8,500万円の10倍ということで上限8億5,000万、そちらを上限として融資しているんですけども、令和6年のときに全件合わせて3億8,916万3,700円、年度末残高です。これが令和7年2月現在では5億2,227万5,000円ということで1億3,000万弱ほど伸びていますので、このままですと、今現在の7,000万円ですと足りなくなるので、今回、金融機関それぞれ増額させていただいて、上限8億5,000万円という形で

根拠を算定しております。

2点目の雇用奨励の関係なんですけれども、こちらについては、全ての企業が雇用について対象となるわけではなくて、現在上程させていただいている企業立地の条例に適用した企業がさらに雇用した1年前から町民である、かつ1年間継続して雇用されたという条件の下になりますので、令和7年度に立地した企業が現在1件でして、その企業さんに見込みを聞いたところ、対象にはならないという形で今回予算には計上していないというところになります。ですので、来年のまた条例改正、議決された際には、ここら辺はちょっと見直しという形になると思いますけれども、令和8年度はゼロで見込んでいます。

3点目のデータ、12ページのそれぞれの補助の算出なんですけれども、こちらは基本的には前年度の実績で件数とかそれぞれいろいろな補助金がありますので、創業関係ですと前年度の実績をベースにしております。

私からは以上です。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 4点目の質問についてなんですけれども、8,500万ということでお尋ねをいただいた件なんですけれども、こちらは創業者に限らず、既存の、今の中小企業向けにもやっているもので、皆さんにそれぞれという形になります。

以上です。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 最初の質問は分かりました。2点目なんですけど、条例に適合する、しないというのが基準だよといったところがあります。見直しなども考えておられるということで、マッチングするような見直しの方向性については検討してみてください。

3点目について、これ、だから中小企業の倒産防止とか、経営安定にどの程度寄与しているかといったところを最初に伺っているのもう一度その辺、お願いします。

最後については、分かりました。創業支援の8,500万というのは、創業、最初のエントリーとかイニシャルだけじゃないんだよといったところについては、分かりました。

ちょっと、3点目だけお願いします。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 こちらの説明が不足して申し訳ありません。どのぐらい寄与しているかという点でございますけれども、例えばになりますけれども、08の小規模事業者経営改善資金融資、こちらマル経融資と言われているものなんですけれども、こちらについては、およそ40件の町内の企業に対して融資、利子の補助金をしているということで、それなりにマル経融資、実際に運転資金等で借入れをされることも多いと伺っておりますので、寄与しているものと考えております。

以上です。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 件数が40件といったところでここだけなんですけど、全体的にそういったところの検証というのは、今後決算も控える中でそういった整理ができるようにしてみてください。これ要望で結

構です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 14分の6ページの商業振興事業費について伺います。町では、さむかわP a yなどを通じて地域の商業を活性化する取組を行っているということについては理解しています。これまでも説明を受けていますが、予算審査という観点から、改めてさむかわP a yについて、町としてどのような効果を期待して実施しているのかということについて伺います。

あと同様に、産業振興事業費の中の住宅リフォームについて伺います。資料では、今年度もさむかわP a yのポイントで助成する制度というふうになってはいますが、まず、今年度は何件くらいの利用を見込んでいるのか。また、これまでの申請件数や経済効果がどのようになっているのか。過去3年の実績をまずお聞きします。

それと、14分の8ページの企業立地のことについてです。資料では、企業立地雇用奨励金などの申請が見込まれないことにより予算が減額ということになっています。一方で、町では企業立地を進めるための条例の改正、先ほどもいろいろと申し上げてはきましたが、まず、現在の制度の利用状況や、これまでどの程度企業立地や雇用につながっているのか、その辺の見解を伺います。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 まず、1点目のさむかわP a yについてのご質問についてお答えをさせていただきます。さむかわP a yについては、各度、様々なところでご報告等させていただいているところですが、昨年2月から始まりまして、地域経済の活性化及び町内の商業者支援を目的として行っているものでございます。

以上です。

【山上委員長】 中島副主幹。

【中島副主幹】 2点目の住宅リフォームの件につきまして回答申し上げます。過去3年間の実績といたしまして、令和4年度から6年度までまず申し上げます。令和4年度につきましては、決算額224万4,000円、助成件数が77件、経済効果といたしましては9,633万9,154円となっております。令和5年度につきましては、決算額212万8,000円、助成件数が73件、経済効果といたしましては9,027万5,579円でございます。令和6年度につきましては、決算額196万7,000円、助成件数が67件、経済効果といたしましては9,276万8,403円でございます。令和7年度につきましては、まだ集計途中でございますけれども、直近のところでは約50件程度の助成件数となっております。

以上です。

【山上委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 3点目の雇用奨励に関する件なんですけれども、まず実績として、寒川町の企業等の立地促進に関する条例の適用企業は、令和5年度が3件、令和6年度が1件、令和7年度が1件です。そのうちに雇用奨励を適用した企業はございません。今回上程させていただいたところでは、そういったことを踏まえて、今までは過去、雇用する1年前から町内に住所を有するという形で町内を優遇していたというところがあったんですけれども、やはりそれでは企業さんのヒアリングとかをして、なかなか

か条件に適用するのは難しいというお話も聞きましたので、今回は雇用した日に寒川町に住んでいればということで、例えば町外からの流入、人口増加というところにも寄与するということを考えて今回緩和したという経緯がございます。なので、今後も雇用、今人手不足というところもございますけれども、やっぱり町内で雇用が生まれるということはよいことだと思いますので、引き続き、そういった何か取組とかを検討しながら今後進めていきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 さむかわP a yのことについては、地域活性化というのが目的だと。これは何度も伺っているので重々承知なんですけども、さむかわP a yというのは電子マネーですよ。事業者がすぐに現金化できないというのを町のさむかわP a yを使っている事業者さんから聞いたりしているんですね。さむかわP a yが現金化になるまでの流れというのはどのようになっているのかというのを知りたくて今回質問したんですけど、現金化するまでどのぐらいの期間がかかるのか。あと、どういう、ペイから現金化になるまでの流れと期間というのをお聞かせ願えますか。

それと住宅リフォームについては、確かに件数は増えている状況なんですかね。経済効果があるということについては確認ができました。令和7年度は直近で50件ほどなんですけど、令和8年度も同様の効果という見解なんですか。その辺のところを伺います。

あと、企業立地については皆さんが質問したので、分かりました。この辺のところ、いろいろな条件が変わって緩和して、今回、何で減額にして、改正するにもかかわらず減額にするのかなというのが。だけど、今までほかの委員の説明で、今も受けたので、どういった流れかというのが分かりましたので、この質問は結構です。2点お願いします。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 さむかわP a yについての現金化までの流れということなんですけども、まず、回数としては、入金については一月2回と。もしくは1回というのも選択できるんですけども、1回か2回の選択が可能ということになりまして、15日もしくは30日、銀行口座に振り込まれるというような流れになっております。

以上です。

【山上委員長】 中島副主幹。

【中島副主幹】 失礼いたしました。住宅リフォームの令和8年度の見込みのところでございますけれども、予算額といたしましては令和7年度と同額となっております。件数につきましては、およそ約73件程度を見込んでおります。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 さむかわP a yの流れは分かりました。1回か2回選択できて、15日と30日に現金化できるということで、月2回ということですね。分かりました。そういったところを踏まえて、今回の令和8年のこの予算において、さむかわP a yが地域の商店にとって、今、使う側じゃなくて使われる側というかね、商店の。にとって使いやすい制度となるよう今後どのような改善や見直し、今、このほ

かにも何かそういった見直しがあるのであれば、なければいいんですけど、そういった商店にとってもっと改善しなきゃいけないなという部分があれば、その町の見解。なければいいです。町の見解を伺います。

あと、住宅リフォームについては、分かりました。ほとんど変わらないという感じかなということで承りました。恐らく周知もしていると思うんですね、住宅リフォームについては。毎年変わるのではなくて、もう少し地元の事業者さんも減少しているからとかいろいろな要因はあるんですけど、やはりこの住宅リフォーム制度を利用させていただいてということが大事だと思うので、その周知について令和8年も変わらないのかどうか。拡充するためにはそういった周知方法も何か変えていったほうがいいのかななんて思ったりしたんですけど、その辺の見解を伺います。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 さむかわP a yについて、商店側の改善等はどう考えているかということについてでございますけれども、さむかわP a y、ここで1年たって、まだこれからいろいろ使い方等、改善しなきゃいけない部分はあると考えております。その中で各商店等からご意見もらったものについては、可能なものについては順次改善していくつもりでございます。

以上です。

【山上委員長】 中島副主幹。

【中島副主幹】 住宅リフォームの周知の件でございます。基本的には今年度同様、周知を図っていくところでございますけれども、ホームページですとか広報ですとか、あとは商工会を經由しまして不動産業協会ですとか、あとは過去3年間、ご申請をいただいている事業者様に向けては、年度当初にこういう制度で今年度始めますということで通知をしております。住宅リフォームにつきましては、利用者の方のアンケートを取っております、その中でこの制度を知った理由というところにつきましては、事業者さんから聞いたというようなことが最も多いというような結果が出ておりますので、基本的にはその周知をしっかりとっていくというようなところで考えておりますが、プラスアルファでも何かできないかというところは少し考えたいかなと思っております。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 幾つかありますので、よろしくお願ひします。まず、14分の6ページ、今、さむかわP a yについていろいろありましたけれども、さむかわP a yは、経済圏としては今どのぐらいの規模になっているのか、どのぐらい動いているのかというのをまず教えていただけますでしょうか。

それから、同じく14分の6ページのところで、にぎわい創出へのにぎわい創出支援事業補助金というのがあるからもう少し何かあるのかなと思ったら、にぎわい創出ゾーンをどうこうするというわけじゃないんだなと思ったので、ちょっとその点について聞きますけど、にぎわい創出ゾーンというのは、来年度は何か動きがあるのかどうか。予算もあまり見えないので、そこをお聞かせください。

それから、14分の8ページ、企業立地についてなんですけれども、土地がないからやれないよというのはよく分かるんですけども、愛媛県の西条市みたいなところは、農地転用をして、それで、それを

いわゆる企業を誘致するための土地として市が所有していると。それを積極的にやって少し大きな工業地帯をつくらうとしているという動きがあるそうです。そういうような形で工夫、今までできないんだったら、ないんだたらつくっていくというような考え方がないのかというのが1点。それと、前も言ったかもしれないですけども、民間と民間の取引の中で何か情報を得るような手段はないのか。また、何かやっているかどうか、そこについてお聞かせください。

それから、14分の10ページなんですけれども、観光協会、以前、いろいろコミュニケーション取れていないんじゃないですかという話をして、そんなことないですよと怒りながら言われちゃって。現場クラスでちゃんとやっていますよという話で、そのミーティングを実施していると。するとか、し始めるとかという話だったと思うんですが、何か新たな観光コンテンツの目玉、もしくは芽は出てきたのかどうかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

名古屋にある熱田神宮で、MTGという企業の何だっけな。リファとか、あとシックスパッドとかという健康系の、スポーツ系の用具の企業が熱田神宮の線路を挟んで本社を移転させて、さらにそこに飲食店を何店も持ってくる。その横に劇団四季の劇場も持ってきて、熱田神宮の周りも今、670万人ぐらいいるのかな。それを何とか取り込もうというような感じになっているそうなんですけど、今、寒川神社がすごいホットで、来ている若い子たちに聞いたら、カップルで来るとすごく幸せになれるとかということらしく、いろいろスピリチュアルな部分は多いんですけれども、いろいろなやり方もあるんだろうなと思っています。土地を用意してもらって企業を呼んでくるとか、それから、今ある状況の中で、もう少し時代の流れに乗った形で何かブームみたいなものをつくるというような方法もあると思います。要はこの寒川町の中を回遊してもらったり、寒川町にお金を落としてもらおう仕組みをつくるべきだと思うんですが、本当に指をくわえてずっとこのまんま見続けているだけなんですかというところが気になりますので、現場の打合せの中で、来年度に向けて何か新たな芽であったり、目玉みたいなものが出てきたのかどうかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 まず、1点目のさむかわPay、経済圏どれくらい使われているかということでお答えをさせていただきますと、この4月から2月までですと5億1,911万7,000円の額がさむペイによって使われている額になります。

2点目のにぎわいゾーン、主に西側のことを言われているのかと思いますが、西側については、民のことを今、提案待ちだということでお話をさせていただいているところです。こちらについては、商工会まちづくり委員会の中で話し合われているところなんですけれども、その中で話がまとまり次第、町のほうにも内容を伝えていただけるということで、今現在、まちづくり委員会の内容はまだ話がまとまっていないということをお伺しております。

以上です。

【山上委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 3点目の企業立地についてお答えいたします。横手委員のほうからも、農地転用とか、土地を新たに生み出すという手法とか、そういう検討はどうかという形だったと思うんですけども、農地転用を含めて土地を生み出すにはやっぱり所有者との対話が必要で、慎重に動かなければならないと

思っています。なので、今、北部地区のプロジェクトチーム、全庁的に取り組んでいますので、4月には北部地域の方にもアンケートを実施するという形で動き出していますので、その中で先ほど提案もありました民間企業とか、そちらのほうも慎重に進めていただこうかと思っておりますので、これから令和8年度はさらなる検討を進めるという形で動いていますので、よろしくお願いします。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 4点目の観光協会についてでございます。観光協会、現在も町外、町内の方を対象に桜のライトアップや冬のひまわりなどを行っているところですが、目指すところは町外からの誘客、楽しんでもらう、お金を使ってもらおうということを目指しております。その中で、来年度そこをどうしていくかというお話ですけれども、観光ウオークというのを行っておりまして、その中にさむペイを観光協会も絡めていきたいと今考えているところです。ツアーに参加してくれた方にポイントを付与させていただくと。そのポイントはもちろん町内でしか使えませんので、それを使ってもらって、さらにそこに課金もしていただくと助かるなどは思うんですけれども、そのようなことを、まだ途中ではございますけど今考えているところです。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうしたら、まず1つ目。まず、さむペイの経済圏、分かりました。5億2,000万円。5億2,000万円は、要するに、丸々投資した金額なのか、それとも、ある程度町が投資した金額はこのくらい、それがそれからここまで動きましたよというのが分かるようだったら、そこを教えてくださいませんか。

それと、さむペイについては、例えば企業とのタイアップで今後もずーっとお金を投入していくつもりなのか。要は、もう少し企業をうまく使って、コンビニなんかでよく安くなっているのがあるじゃないですか。あれ全部、コンビニの企業の販促費だったりするんですが、企業とのタイアップというような形というのを考えられるのかどうか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

それから、にぎわい創出についても分かりました。西側のまちづくり委員会が今いろいろとやっぴらっしゃるということですが、これぶっちゃけた話、いつ頃出てくるのか。令和8年度というのは何らかの動きが出てくるのかどうかというのだけちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

それと、企業立地については分かりました。北部エリアが動き出すということなので、ある程度様々な企業をどう誘致していくか。その中で様々なビジネスの形があると思いますので、そこも慎重にやりながらやっていただければと思います。当然、土地を所有するにしても、その前段階で持っているしゃる所有者の方がいると思うので、そこは丁寧にやっていただければなと思うんですが、例えばなんですけれども、北部もそういう形で動き出す中で、前からずっと言っているんですけど、スタートアップ企業とかベンチャー企業のシェアオフィスみたいなものを誘致して、小さな企業ですけど誘致するような考え方というのは今までなかったのかどうか。それから、そういうのをちょっとトライしてみようというような動きが令和8年度にあるのかどうかというのをお聞かせください。

それから、観光協会は、分かりました。もう少しできたらわくわくするような形のものがあるのかなと思います。今やっぴらっしゃることは十分よく分かっておりますので、できればよりこれから I

T、デジタルを使う手もあると思いますので、そういったところも含めて、ここにつきましては観光協会と密にして、密な関係をつくっていただいて様々なチャレンジをしていていただきたいなと思います。とにかくいかにお金を落としてもらえるのか。寒川神社に来た参拝客の方たちを回遊させて、いかにお金を落とさせていただけるかというのはすごく重要なことだと思いますので、そのところでのいう形ができるのかというところは、今後引き続きやっていていただきたいと思います。ここについては結構でございます。なので、14分の6ページ、さむペイ、それからにぎわいゾーンの件、それから企業立地の部分で2回目の質問に対する回答をいただければ幸いです。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 まず、1点目のさむかわP a yに町が今までこの中で使った額といいますと、まず、キャンペーンの関係で1億1,000万、それから通常の運営の中で5,000万で、約1億6,000万ほど使った中で出てきている数字です。

それから、企業タイアップについてですけれども、ご意見ありがとうございます。今現在、まだタイアップというようなことで各個別の企業と話していないんですけれども、今後もっと大きくなった際にはこういったのも考えられるなと思っております。

それから、2点目のにぎわいゾーンについて、いつ頃かということのお尋ねでございますけれども、こちらについては、いつというのは明確には伺っておりません。

以上です。

【山上委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 今、スタートアップとかシェアオフィスとか、そういうお話をいただいたんですけれども、今回、企業立地の条例で上程させていただいたときのご説明の中でもちょっと回答したんですけれども、今回追加したのが100億円企業ということで、今、売上が10億円の企業が100億円を目指すという形で今後成長するだろうという企業、あとは国の17分野という形で、こちらも国のほうが投資を推奨するというので、今後成長が見込まれる分野というのを今回上程させていただいたところです。スタートアップと同じように今後成長するというカテゴリーになりますので、北部地区に限らないで、全町的にこういう企業を誘致して町内の経済が発展するように検討していきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。さむペイについては、とにかくもう少し様子をというか、キャンペーンをいろいろやっていて、多分、トライ・アンド・エラーもあるでしょうから、そこら辺のところでは一番最善の形というのをつくっていただければと思うんですが、すみません、これどうしても最後にもう一回聞いておきたいんですけども、ほかの大きな経済圏と組む気は一切ないというふうに考えていいんですよね。いわゆるドコモ経済圏、a u経済圏、それからソフトバンク経済圏、楽天経済圏、アマゾン経済圏といった、ポイント還元などをしっかりやっているいわゆるそういう経済圏と組むという気は今のところは一切ないと考えていいか、それをお聞かせください。

それから、まあ、いいです。まちづくり委員会については分かりました。少し様子を見たいなと思います。

それから、企業立地につきましては、そうですね、国の17のあれがあったと思うので、あれの中でA Iだ何だっているいろいろ出てきているはずですけども、そういう意味で言うと、まさにスタートアップ企業みたいところに着眼して、今は小さいけれども今後大きくなるというところを呼び込んでいく。そこで成長してもらって、それが町税になってくるというような形をしっかりとつくりたいと思いますので、そのところは今後も研究、検討を重ねていただけますでしょうか。

【山上委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 さむかわP a y、他の経済圏と組む気ないのかということで、こちらについては、昨年の予算委員会のときだったかと思えますけども、横手委員から同様のご意見をいただきまして、実際にこの1年の間に大手ペイメントと、数社とは実はお話をさせていただいております。不定期ではございますけれども、意見交換のような形でお話をさせていただきました。その中でキャンペーン等の協働ができないかとかというような話もしたんですけども、あまりさむかわP a yにメリットがないというような提案、話し合いだったので、今年度については協働してやったりということはいたしませんでした。ただ、また今後も大手ペイメントと話をしながら、メリット、デメリットも含めていろんな情報交換をしていきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 企業立地については、産業振興課だけじゃなくて、北部のプロジェクトチームとか全庁的な取組の場で発言させていただいて、検討していきたいと思っております。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦勞さまでした。

以上で、環境経済部産業振興課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時15分といたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、環境経済部環境課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 続きまして、環境課の予算審査になります。説明につきましては大山環境課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 それでは、よろしく願いいたします。環境課の令和8年度予算につきましてご説明をさせていただきます。予算書の歳入につきましては、22ページから37ページ、歳出につきましては、52ページから55ページ及び70ページから73ページでございます。説明に当たりましては、タブレット資料020環境課予算特別委員会説明(参考)資料により説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、18ページ以降が委託事業の一覧となっております。

それでは、資料2ページ、自然共生推進事業費でございます。自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との協働等により環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものでございます。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施します川の生き物調査隊並びに野鳥観察会の講師謝礼でございます。使用料及び賃借料につきましては、川の生き物調査隊実施に伴うライフジャケットの賃借料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、さむかわエコネットへの交付金でございます。河川の清掃活動や環境学習など環境課との共催事業に加え、さむかわ中央公園のビオトープの整備、蛍の復活プロジェクトなど、環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。

続きまして、3ページ、公害防止対策事業費でございます。委託料につきましては、水質検査委託料でございます。環境保全のため現状把握を目的として継続的に小出川の3地点と目久尻川、一之宮第2排水路の5つの地点で調査を実施するものでございます。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

続きまして、4ページ、有害鳥獣等対策事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、蜂の駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費でございます。委託料につきましては、アライグマやハクビシン等の有害鳥獣の回収処分委託料とスズメバチ駆除業務委託料でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、環境衛生事務経費でございます。報酬につきましては、13名分の環境審議会委員の報酬、旅費につきましては、委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、6ページ、地球温暖化防止対策事業費でございます。こちらは地球温暖化防止や気候変動への適応のほか、町域の二酸化炭素排出量の削減に資するクリーンエネルギーの普及啓発における支出でございます。委託料につきましては、町内全小学校5年生を対象としたカーボンニュートラルに関する出前学習事業委託料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、脱炭素化に資する省エネ、再エネ設備等の導入に関わる助成で、行政ポイントの負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、7ページ、地域美化活動推進事業費でございます。この事業では、町民の皆さんのモラルと美化意識の向上を図り、ごみのないまちづくりを目指し、6月と11月の年2回、町ぐるみ美化運動等を実施しております。消耗品費につきましては、町ぐるみ美化運動や環境美化活動で使用するゴミ袋、ポイ捨て禁止看板の購入費、印刷製本費につきましては、小・中学生の環境美化啓発ポスター最優秀作品1点を100枚印刷し、町内の公共施設や駅、金融機関、スーパーやコンビニ等に掲示し、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発を実施しております。委託料につきましては、町ぐるみ美化運動、環境美化活動のごみ運搬費でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、8ページ、動物対策事業費でございます。動物対策事業費につきましては、犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、猫の不妊、去勢手術費の助成、ボランティア団

体への補助を行い、動物共生の推進を図るものでございます。報酬につきましては、狂犬病予防集合注射時及び犬の登録事務の繁忙期に関わる会計年度任用職員の報酬、報償費につきましては、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、犬の鑑札及び狂犬病予防接種の注射済証並びに災害時救護活動用の消耗品費等の購入費でございます。役務費につきましては、狂犬病予防集合注射開催通知等の郵送料、委託料につきましては、県獣医師会への犬の登録及び注射促進協力事業の委託料と担当職員のための破傷風予防接種委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、犬の登録システムのリース料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、飼い主に対しての猫の不妊、去勢手術費の助成に伴う行政ポイントの負担金と、飼い主のいない猫の不妊、去勢、子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体への補助金でございます。令和7年度も引き続き、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊、去勢の助成を継続し、無秩序な繁殖の防止に努めてまいります。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおり、特定財源についても、下表に記載のとおりとなります。

続きまして、9ページの清掃費の職員給与費でございます。環境課資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員14名分の人件費でございます。特定財源については、下表に記載のとおりです。

続きまして、10ページ、清掃総務事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、光熱水費につきましては、寒川駅前公衆トイレの電気代、水道代、下水道使用料、役務費につきましては、寒川駅前公衆トイレの建物共済の任意保険料、委託料につきましては、公衆トイレの清掃委託料で、毎日の清掃と年4回の特別清掃を実施し、清潔なトイレの維持管理に努めております。負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県町村清掃行政協議会負担金、大気汚染負荷量賦課金及び藤沢市、茅ヶ崎市との湘南東ブロックで策定します第5次循環型社会形成推進地域計画等の負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、11ページ、ごみ・資源物収集処理経費でございます。収集したごみ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターへ搬入し、中間処理後、最終処分に至るまでの経費でございます。消耗品費につきましては、最終処分地への挨拶時の手土産代、ごみ置場の境界を明確にする境界プレート等の作製代などで、印刷製本費につきましては、分別収集日程表、ごみと資源物の正しい分け方・出し方の冊子、プラスチック製品資源化周知用チラシなどの印刷代でございます。役務費につきましては、臨時ごみ用の証紙の販売店への証紙売払い手数料、委託料につきましては、集積所から収集した可燃ごみ、不燃ごみを茅ヶ崎市環境事業センターへ、資源物をリサイクルセンターやリサイクル事業者へそれぞれ搬入する収集運搬委託、家庭まで取りに伺う大型ごみの収集運搬委託、事故等で亡くなった私畜の収集運搬委託、焼却灰を栃木県小山市と茨城県鹿嶋市、愛知県名古屋市の民間企業への資源化处理委託、千葉県銚子市及び秋田県小坂町の民間処分場への埋立て処分委託及び茅ヶ崎市にお願いをしております可燃、不燃ごみの処理業務委託でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、茨城県鹿嶋市への焼却灰の搬入のための環境保全協力金でございます。償還金利子及び割引料につきましては、令和7年度から9年度まで3年間使用する予定でございましたごみと資源物の正しい分け方・出し方の冊子を2年間で改訂することになったため、3年間分の広告をいただいていた事業者に対して3分の1を返

納するものでございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、12ページ、ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ質分析などを実施し、ごみの減量化等の推進及び資源物の適正回収を推進する事業費でございます。報償費につきましては、15人で構成します廃棄物減量化等推進協議会委員の謝礼でございます。消耗品費につきましては、ごみの指定袋やプラスチック製容器包装指定袋、消滅型生ごみ処理機キエーロの購入費でございます。役務費につきましては、ごみ指定袋取扱い店への販売代金請求のための郵送料とごみ指定袋用バーコード更新申請の手数料、委託料につきましては、公共用地及び家庭から出る剪定枝を資源化するための委託、ごみ指定袋の配布委託、ごみ質分析委託でございます。使用料及び賃借料につきましては、ごみ指定袋を保管するための倉庫の借上料でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、広域リサイクルセンター管理運営経費でございます。施設を運営するに当たっての経費で、平成26年7月より令和14年3月までの長期包括運営責任業務委託を行っております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員の謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、施設の維持管理に関わる消耗品や協働事業で維持管理しております緑地花壇に関わる花の苗の購入費、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、修繕料につきましては、公用車の車検代でございます。役務費につきましては、車検の印紙代や建物共済保険、車両の保険料、委託料につきましては、長期包括運営責任業務委託料、スプレー缶処理委託料、負担金補助及び交付金につきましては、瓶、プラスチック製容器包装類の引取りに関わる日本容器包装リサイクル協会に支出いたします分別基準適合物の再商品化に関わる市町村負担金と、資源物売払い収入等の茅ヶ崎市分の分担金、公課費は、公用車の重量税でございます。増減理由については、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、14ページ、し尿処理事務経費でございます。こちらは、し尿のくみ取りに関わる全ての事務関係費と、町内のくみ取り世帯や工事現場等の仮設トイレよりくみ取った生し尿等を美化センターに運搬する経費でございます。印刷製本費につきましては、清掃手数料納付書、督促状、窓付封筒等でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送代、し尿処理手数料の口座振替の取扱手数料でございます。委託料につきましては、し尿収集運搬委託料、e L-Q R、公金収納手数料等対応委託料、負担金、補助及び交付金につきましては、し尿処理手数料の収納において地方税共同機構が運用しているポータルシステムを活用するための負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、15ページ、し尿処理施設運営経費でございます。こちらは美化センターの施設の維持管理経費や施設に搬入された寒川町・茅ヶ崎市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会委員の報酬、消耗品費につきましては、各種薬品や管理用消耗品、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、設備用の灯油代、印刷製本費につきましては、トラックスケールの計量表、光熱水費につきましては、電気代、水道代、下水道使用料、施設用プロパンガス代、修繕料につきましては、公用車の車検代で、役務費につきましては、施設の電話料、トラック

スケールの検定料、車検に伴う印刷代、火災保険料や車両の保険料、委託料につきましては、自家用電気工作物保安業務管理委託をはじめとする施設管理委託料、各種水質検査をはじめとする各種分析業務委託料、脱水汚泥及びし渣の運搬業務委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー、ファクスの機械借上料で、公課費は、公用車の重量税でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、16ページ、公共施設再編計画実施事業費でございます。美化センターの設備機器等の整備、改修に伴う経費でございます。計画的に実施し、安全で安定した運営に努めております。修繕料につきましては、適正な維持管理に必要な緊急的な修繕料、委託料につきましては、工事の施工管理業務委託料、工事請負費につきましては、公共施設再編計画に基づいた5件の工事を予定しております。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、17ページ、歳入予算の概要でございます。行政財産使用料につきましては、美化センター、リサイクルセンターの駐車場等の使用料でございます。大気汚染常時監視測定網交付金につきましては、県が町役場に設置しています大気汚染に関わる常時監視測定器の電気代相当を負担していただいているもので、総務課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

以上で、環境課の令和8年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。黒沢委員。

【黒沢委員】 大きくは2点お伺いいたします。環境課のほうでクールシェアの指定をされていると思いますけれども、来年度、クールシェアの箇所を増やす考え方があるのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。このクールシェアの目的としては、夏場においても、車の移動ではなく徒歩や自転車での移動を促すことによって環境に配慮した世の中の構築ということがあろうかと思っておりますけれども、このクールシェアの箇所を増やす考え方があるのかどうか。今、多分、図書館、それから町民センター、それから南北の公民館が4か所指定されていると思いますけれども、これを増やす考え方があるのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

2点目、焼却灰の資源化と埋立て、それぞれ事業者さんをお願いしていると思っておりますけれども、今、この割合どのぐらいになっているのか。それから、令和8年度でその割合を変えようかという検討がされるのかどうかということと、それぞれトン単価というのがどれぐらいの推移で、多分上がっているんだと思うんですけど、その辺についてお分かりになれば、まずは1回目でお知らせいただければと思います。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 まず、クールスポットの関係になります。こちらについては、健康づくり課のほうで指定をしているということで、一緒に協力しながらいろんなことはしていますけれども、実際、指定については健康づくり課ということになっています。

焼却灰の資源化と埋立てに関しましては、大体、毎年70から75%を資源化ということで予算化しております。こちらについては、埋立てをしている自治体に対して事前協議ということで、資源化をこれ

だけやっているんだけど、それでも埋め立てせざるを得ない状況があるのではというような協議をしていく中で、やはりそれぐらいはキープしていかなきゃいけないかなという部分と、町でも一般廃棄物処理基本計画の中でリサイクル率というのも目標にしておりますので、何とかそこはキープしていきたいと考えています。

【山上委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 それでは、トン単価の関係を私のほうからお答えさせていただきたいと思います。まず、資源化の事業者さんが3社おられます。新日本電工さんがトン単価、税込みで6万6,660円、栃木県小山市にあるメルテックさん、5万9,026円、それから名古屋市にございます中部リサイクルさん、6万445円となっております。埋立て事業者の千葉産業クリーンさんがトン単価3万4,650円、グリーンフィル小坂さんがトン単価3万8,500円となっております。前年よりアップしたところが新日本電工さんで、トン単価でいくと550円のアップ。それから中部リサイクルさんが4,400円のアップ。それから埋立てのほうでは、千葉産業クリーンさんが2,750円のアップとなっております。一応、割合につきましては、今課長が申し上げましたが、資源化のほうが大体75%、埋立てのほうが25%。この割合は基本的には変わりはありません。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 クールスポットについては、町の環境基本計画に載っていたので環境課のほうの指定かなと思っておりましたので、これは健康づくり課で聞かすべき話ね。それぞれ資源化と埋立ての割合、それからそれぞれ単価を伺いました。今課長のほうからも、資源化についてはしっかりと目標を持ってやっていますよということでした。ただ、大分前でですけど、相当前は多分、将来的には100%資源化を目指しますという表記があった時代もあったかと思いますが、なかなか現実的に言うと、トン単価についても資源化については大体倍ぐらいかかるということで、限られた財源の中で、資源化が望ましいとは言いつつも、なかなかここが難しいところかなとは思いますが、ただ、埋立てについても、小坂町のほうを確保したことで将来的には大分先まで埋立ても可能になってくる中で、この辺の考え方で、今目標値もありますよということなんだけど、しばらくこの75対25程度を維持していくという考え方でよろしいのでしょうか。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 そうですね。やはりリスク分散という意味で、全てを資源化にしてしまったときに、いろんな大災害とかが起きて施設の資源化、灰を溶かす炉が動かなくなってしまったとか、そういったことが起こると、なかなか次に持っていく先がなくなってしまう部分がありますので、やはり埋立てを継続しておく、つながっておく施設がどうしても必要かというところもありますので、25%ぐらいは埋立てを続けていきたいというふうに、今のところはそういう考えでございます。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 2点あったんですけど、1点目は黒沢委員がお尋ねいただいたので、2点目について、これ要望なんですけど、ごみの関係でこの間アンケートの報告がされた。割といい結果内容が報告されていると思うんです。昨年4月に実施されたときは、資源物置場も統廃合されるということで、ちょ

っと混乱するんじゃないかなと。4月は結構混乱しているところもあったように見受けられるんですけども、アンケートの結果を見れば、非常に住民の方々も出し方とか理解して、利便性を感じていただいているなという効果がアンケートで現れているんです。さらにこれを、いろんなニーズも要望もあったと思うんです。ごみの袋の大きさとか、そういったものも新年度改善して、いろんなデータも整理した上で、またさらに数字で示せば本当にやった効果があったんだという、このやり方が比較的正しかったんだという証明になりますので、当然そんなのは織り込み済みでやっておられると思うんですけども、その点、今後整理していってみてください。

以上、要望です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 どうも、ごみの横手です。お疲れさまです。去年の4月にごみの出し方が変わって、最初の頃は随分電話があったと聞いています。僕のところも、実は今だから話しますけど、おまえがやったらしいなという電話で物すごいクレームが来て。今はもう全然なくなって、よくやってくれたという人のほうが増えてきたのはありがたいんですが、ただ、実は今、あるところを見ていると、まだごみの出し方が間違っているところがあって、その多分原因になっているのが、いわゆる外国人の実習生なんかで来てくださっている方たちが、多分うまくコミュニケーションが取れていない、分かっていない。国の関係で分別して出すという出し方が基本的にない国の方たちが多いのかなと思っていて、今用語を、一般質問でなるべく外国の方たちも分かるようにということで、スペイン語だ、ポルトガル語だ、ベトナム語だというのをやってもらったんですけど、今寒川が多いのって、ベトナム、ブラジル、フィリピン、スリランカ、これが意外と多いというので、実はフィリピン、英語でも通じるんですけど、いわゆるタガログ語に派生したフィリピン語というのかな、というのとスリランカのシンハラ語みたいなのも、それでいわゆるマニュアルで案内を作れないのかなというのが、もう少し言語の幅を広めることで変わってくるのかというのが1点。

それと、雇っていらっしゃる企業、実習生を呼んでいらっしゃる企業がこの周りにいっぱいあるはずなので、その企業の方たちに対する啓蒙をしっかりとやっていただけないかなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

ごめんなさい、あともう一点。ごみの収集車についてなんですけども、3台だったかな、増えて、多分、今の経済状況で言うと、恐らく、皆さんも何となく感じていると思いますけど、この4月にガソリンの軽油の暫定税率がなくなるというものの、また、多分かなり高くなってくるんだろうなと思っています。そこの今後、いわゆる燃料費が高騰していったときの対応を何か考えているか。そこについて2点、お聞かせください。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 まず、外国人の方に関しては、ホームページでは7か国語に一応対応しているというようなことになります。あとはうちの環境課で、とにかく分かりやすい日本語のものをつくって、スマホで変換して見てもらうというような対応をしています。違反ごみが多いところで外国人の方が出していて、住所が分かるところについては、そういう簡単な日本語のを持って行って、変換してもらっ

て確認してもらおうというような作業をしたり、今回、令和7年度から収集方法の変更というところでは、企業さん向けにも案内を出しています。外国人を雇われている方については、変わるので何か説明会、もし私たちがお邪魔して説明できるなら、そういう機会を設けてもいいので連絡くださいという話をしている中で、やっぱり簡単な日本語のやつもらえませんかとうちに取りに来ていただいている企業さんもありますので、それを使って説明をいろいろしていただいているのかなとは思っています。なので、できるだけそういう対応を今後も継続していきたいと考えています。

また、収集車の今の燃料費の関係ですけれども、基本的には、見積りをいただいて委託契約を結んでいるんですけども、その中で、そういう人件費の高騰部分とか、燃料費とか、いろいろ経費がかさむ部分については、委託料を上げた見積りをいただいていて、それに対応している形になりますので、年度当初で契約して、途中で上げるというのはなかなかちょっと難しい部分もあるかもしれないんですが、そういった場合には次年度にはしっかり反映していきたいと考えています。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 じゃあ、言語の件、外国人の方たち向けに対する対応というのは分かりましたので結構でございますが、燃料に関しては、インフレライドとかあるのに、インフレライドとかそこには適用されないのかなというのがあるって、いわゆるレギュラーベースでやってくさっている方たちが一番苦しんじゃう。自分たちで持ちますよというのはなしにしていきたいなと思っていて、持ち出しはなしよということ。そこはうまくしっかりやっていただきたいなと思うんですが、そういうことが仮にあった場合には、話合いの場を持たれると考えてよろしいのでしょうか。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 委託事業者とは毎月しっかりいろんなことに関するミーティングをしていますので、その中でそういう話があればしっかり協議していきたいと考えています。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 もちろん国のほうでそれなりに対応もしてくる、もう既に始まっていますけれども、始めるようですが、対応もしてくると思いますけれども、やっぱり町としてしっかりとそういう事業者さん、パートナーシップを結んでいる事業者さんを見殺しにするという言い方はちょっとおかしいんですけども、しっかりとその企業がこれからも持続可能にビジネスをやっていただける、またパートナーシップとして協力していただけるような環境をつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。要望で結構です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 2点ほど質問させていただきます。1点目は、相模川のクリーンキャンペーン、もうなくなっているんですけど、自治会も含めて企業やいろんなところに出ていただいてクリーンキャンペーンをやっていたんですけど、どちらかというと、確かに毎年やっているからごみの数は減ってきていると。ただ、何年もやらないと、やっぱりごみが蓄積されることもあるし、一番は意識の醸成だと思うんですね、きれいにしましようというような。それを年1回やっていたということに対して、今年も多分計画の中には入っていないと思うんですけど、どうしていこうかといったところの意識の醸

成を、相模川のクリーンキャンペーンに対する働きかけという、復活も含めてね、どういう方向性を今考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

あと、ゼロカーボン推進の取組、脱炭素の関係なんですけれど、行政ポイントに置き換えているいろいろと補助をされているんですけれど、世界環境がいろいろ変わったりしながら、環境の取組って、地球全体でやらないと効果がなかなか出ないのは事実なんですけど、そうは言っても自分たちのところでやれるものはあるということで、こういった取組もそれぞれの自治体で進めているところなんだと思うんですけれど、一番は、二酸化炭素排出に関しては企業の取組って非常に必要だなとは思っています。そういう意味では、企業に対するゼロカーボンの取組に対する導入設備だとか、そういったものの、とりわけEV関係の充電設備だとかというものの行政ポイントの付与だとかというのはどういうふうに考えているのかなと。多分、県の補助だとかそういうのはあると思うんですけど、それを紹介するという手もないわけでもないんですが、それ以外に、町内でさらにポイントを増やしていこうだとか、こういうゼロカーボンの取組なので、そういうのがないのかなとは思いますが、あともう一つは、充電設備、役場にもつけていただいたんですが、なかなか利用頻度が少ないんじゃないかなというふうに見ているんですけれど、EV関係の充電は急速充電が利用されるんですよ。200ボルトの6キロワットだと思うんですけれど、通常、家庭でも3キロワットの充電設備をEV車というのはそろえているんです。あんまり変わらないというものもあって、つまり、充電すると時間がかかるということですよ。そういうのもあるものですから、せっかく4台分入れているんですけれど、ある意味、もっと利用頻度、課金で十分だと思うんですけど、含めて1台でもという考え方はなかったのかなと思うんですが、その辺のところを伺いたいと思います。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 まず、相模川の美化キャンペーンにつきましては、確かに相模川美化キャンペーンというのをごみゼロの日に近いときにやっておりました。今年度からどうしたかといいますと、6月と11月にやっている町ぐるみ美化運動の6月のときに相模川もやっています。それは主に川とのふれあい公園の利用者でしたり、その辺を使われている関係団体の方にご協力をいただいて相模川をやっているという形になります。ごみの量も年々少なくなってきて、今回、参加者も百何人ぐらい参加していただいて、ちょうどいいと言ったらあれですけども、やりがいのあるぐらいのごみの量でやっています。また、来年度以降についても、6月の町ぐるみ美化運動に合わせて相模川もやっていきたいと考えています。

【山上委員長】 越原主査。

【越原主査】 ゼロカーボンにつきましては、佐藤委員がおっしゃいましたとおり、ゼロカーボン助成につきましては、町民の方、個人の方対象ですけども、事業所向けといたしましては、直接的な助成のメニューはございませんけれども、委員が今おっしゃいましたように、1月の環境保全研修会、ごめんなさい、今年は2月でした。環境保全研修会で、例えば神奈川産業振興センターの方をお招きしまして、県の職員の方もお招きして、県の事業所向けの補助金のメニューはこういったものがありますよというような紹介とかもさせていただいております。

それから、EVに関しましては、現在、管轄のほうは総務課のほうに移っているんですけども、町

としては、以前よりなるべく費用負担のかからない形でE V充電器の設置ということで、設置事業者に充電設備のスペースを貸し出すという形で、E V充電器4台、1年前に設置をいたしました。現在、利用状況は、約6割が平日に利用されていると伺っております。また、今後のほかの設備への設置につきましては、今管轄が総務課のほうに移ってございますので、そちらのほうになりますので、よろしくお願いたします。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 今のE V充電の補足なんですけども、設置した事業者さんからは、寒川町の利用率は意外にいいので、ほかにまた公共施設でどこか置けるところないですかというようなご相談を受けているとは聞いております。ただ、おっしゃるとおり、やはり急速充電が一番いいのかなとは思いますが、なかなか今、場所だけをお貸しして無償で設置しているというような関係もあって、その辺、急速にすると、なかなかただでつけてもらえるというところも難しかったりするものですから、ちょっとそこは話し合いになるのかなと思います。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 クリーンキャンペーンのほうは、利用団体、あそこの川ふれだとかの方たちに協力をさせていただいてやりましたという流れは聞いているんですけど、全体的な意識の醸成という部分での意味で非常に、大変なんですけどいい活動だなとは思っておりました。そういう観点で考えたときにどうなのかなと。もう一歩進んだような形も考えられるのかなとは思ったんですね。利用者があそこでやっている人たちにやってもらおうという話も伺っておりましたけれど、その辺のところはいろいろとヒアリングしながら団体等と進めさせていただきたいなと思いますし、やろうよというような団体も結構いたものですから、非常に残念がっていたところもありました。そういったことを加味していろいろと進めていければなと思っておりました、このイベント自体をね。これは要望にさせていただきます。

ゼロカーボンの取組、先進的な自治体では、やっぱり急速充電を入れていて、それと企業側にも、こういったゼロカーボンの取組に対する自治体独自の、現金なんですけど、そちらのほうは補助金だったりするんですけど、メニューも考えておりました。そこまでというより、取組を活性化していくためには、町としての力度合いがどういうふうに働くのかということを見ていけると思うので、この取組というのは、町民も企業も町もという形でやっていかないとなかなか広がりを見せないなと思いますので、いま一度、その辺のところのお考えを伺っておきたいと思っております。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 クリーンキャンペーンについては、相模川から町ぐるみのほうにというタイミングで、今まで相模川にご参加いただいていた団体の皆様には、ぜひ事業所の周りを町ぐるみ美化運動のときにきれいにさせていただきたいというような意識の醸成という意味では、川から自分たちの事業所がある周辺をというようなことでお願いをさせていただいたという経緯がありますので、引き続き町の美化については、町民の皆さん、企業の皆さんが進んで取り組んでいただけるような進め方をしていきたいと考えています。

ゼロカーボンにつきましては、確かに企業向けの補助金とか、なかなか事業所に対する補助金という金額も大きくなるというような部分で手を出せないところもあるんですけど、先ほど越原が説明した

とおり、事業所向けには県や国の補助制度の紹介をさせていただいて、実際利用されている企業さんも数多くあります。メール配信だとか、県からとかこういう補助がありますよとかといういろんな情報があったときに、企業向けのメール配信とかも使って紹介をさせていただいて、利用実績もありますので、しばらくは国や県の補助金を紹介しながら取り組んでいただけるような進め方をしていきたいと考えています。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 23分の3ページの公害防止対策事業費について伺います。町では河川の水質調査を行っていると思いますけども、現在、目久尻川や小出川など、町内の河川についてどのような項目の水質検査を行っているのかをまず伺います。

あと、地球温暖化防止対策事業費、23分の6ページですね。これまでの質疑で、今までの過去ですと、設備導入補助の件数の見込みなどについて質問をしてまいりました。今年度の予算では、行政ポイントを活用した設備導入助成が計上されていますけども、まず、令和8年度はこの助成についてどの程度の申請件数を見込んでいるのでしょうか、伺います。

あと、3つ目なんですけども、ごみ減量資源化推進事業費、23分の12ページですね。これは資料を見ますと、剪定枝を資源化することに伴い委託料が増という注釈が書いてありますけども、この剪定枝の資源化とは具体的にどのような方法で行うのか。また、どのような目的でこの令和8年度では実施していくのかということについてお尋ねします。3点です。

【山上委員長】 越原主査。

【越原主査】 それでは、質問の1点目が河川の水質検査の委託の検査項目ということで、内容につきましては順番に説明していきます。水素イオン濃度、ペーハーですね。その次が生物化学的酸素要求量（BOD）、次が化学的酸素要求量（COD）、あと浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、あと大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質含有量、全窒素、全リン、全亜鉛の項目になります。

続いて、2つ目の項目がゼロカーボンの件数につきましてですが、令和8年度予算、令和7年度同様、さむペイのポイントの付与になりますけれども、1件当たり5万ポイントの付与で500万円分の予算となつてございますので、件数としては100件分となります。

【山上委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 ごみ減量化の剪定枝の資源化の方法と目的というご質問をいただきました。従来、公共施設から出ておりました剪定枝につきましては、資源化のほうを進めておりました。令和7年度の4月から剪定枝というごみの分け方をつくりましたので、町内から出てくる、収集所から出てくるものを今度資源化するというようなことを考えてございます。これはもちろんごみの減量化、資源化に寄与するということでございまして、一応、収集所からそのまま茅ヶ崎市のほうの事業所のほうへ運搬をしていただくというような状況で、委託料の増というようなところもございます。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 丁寧な回答をしていただきました。公害対策事業費、内容をね。

次に、その検査項目について伺いますけども、近年、去年の決算でも聞いたんですけど、PFASなど新しい環境問題も指摘されているんですけど、現在、町が行っている水質検査の内容でこうした物質による影響を把握することはできるのでしょうか。その辺のところを伺います。

あと2つ目、実績に伴ってさむペイ100件分ということでありましたけども、この助成制度についてなんですけど、町民の方々が実際に設備導入を検討するきっかけになることが重要だと思っています。町としてこの制度によってどのような設備導入が進むことを想定しているのでしょうか、お尋ねします。

それと、剪定枝のことについてはどのように処理していただくのかということでした。また、資源化することで処理方法がどのように変わるのかも伺うのと、あわせて、ごみの減量や焼却量の削減などどのような効果を見込んでいるのでしょうか、確認いたします。

【山上委員長】 越原主査。

【越原主査】 1つ目のご質問がPFASに関することということですが、先ほどご説明しましたように、項目につきましては先ほど述べました項目になりますので、PFASについては測定の中には入ってございません。

続いて、設備導入の関係についてなんですけれども、項目といたしましては、太陽光発電とエネファーム、蓄電池、電気自動車（EV）ですね。あと、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、あと燃料電池自動車（FCV）などが対象になってございまして、それらの購入に対して助成をすることによって脱炭素を進めていくというものでございます。

【山上委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 剪定枝の資源化の方法と、それから変更のかかる焼却との差額ということでございます。昨年までやっていた公共施設分からプラス、町内収集分ということで、令和8年度としては200トン弱を見込んでございます。今まで環境事業センターで焼却処理をされていたものが今後資源化に変わりますので、茅ヶ崎市の負担金の部分もその部分として減額が見込めるものでございます。集められた剪定枝につきましては、事業者さんのほうで堆肥や腐葉土の原料といたしましたり、また、バイオマス発電量の燃料チップということで資源化を進めてございます。

以上でございます。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 PFASについては、近隣自治体でもPFASの調査を行っているということもありますので、今後、令和8年度に向けて、目久尻川や小出川など町内河川でPFASの調査を行うというような考えはあるのか、これ以降ですね。また、どのような条件になれば調査を検討するのか。その辺のところを最後に伺います。

あと、地球温暖化事業費についてですけど、こうした制度が町民にどれだけ利用されるかということが非常に大切だと思っています。町としてこの制度を町民に令和8年度は周知して申請につなげていくかということについての考えを最後に伺います。

それと、剪定枝について詳しく伺いました。そういったことのその上で、ごみ減量の取組という観点から最後に伺いますけども、資料ではごみ指定袋の売払い収入が、この下の表では7,800万という事業費ですよ。実際、本年度の歳出を見ると5,200万。合計で5,200万なので、指定袋の売払いが7,800万

と事業費を大きく上回っていますよね。ごみ袋は本来、収益を目的としていないものだと思っているんですけど、町として現在のごみ袋収入とごみ減量施策との関係をどのように考えているのか最後に伺います。

【山上委員長】 越原主査。

【越原主査】 まず最初は、PFASにつきまして、どのような条件があったら測定をする予定があるのかというご質問でございますけれども、委員がご心配されていらっしゃる様に、昨今報道にもありますように、PFASは県内はもちろん、日本中で話題になっておりまして、町としても情報収集は当然ながら必要と考えております。水道水源である寒川浄水場では、県による測定を毎年実施されていらっしゃる様に、国が定めた暫定目標値、1リットル当たり50ナノグラムというのがあるんですけども、それに対して10分の1、1リットル当たり5ナノグラム以下ということで、町民の健康上の危険性はないものと捉えております。また、水道水源ではございませんが、町内4か所で県による地下水の調査も行われております。こちらもいずれも測定結果に問題はございません。こういったことから、現時点では町独自でPFASの測定を行う考えはございませんけれども、引き続き、環境省や県の勉強会など様々な機会を捉えて今後も情報収集に努めて、数値に、測定結果につきましても注視をして、必要に応じて対応は考えてまいりたいと思っております。

続きまして、ゼロカーボンの周知の関係のご質問であったかと思っておりますけれども、今年度は広報による掲載とLINEによる周知、あと11月の町ぐるみ美化運動の全戸配布のチラシがございますが、そちらのほうにCO₂を減らしてさむペイをもらおうと書いて、全戸配布用のチラシにもゼロカーボン助成のPRのほうを掲載させていただきました。来年度につきましても、それらの機会を用いて同様に周知してまいります。それ以外にも町民の方に周知できるような場を折で見つけていながら周知してまいりたいと思っております。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 ごみ指定袋の売払い収入が7,800万あって、ここの事業費が5,200万ということで、本来、その売払い収入はどこに充当されているのかというようなことなのかなと思いますけども、ごみ指定袋は袋を作るところにまずお金を充当しているという部分が1つあります。あと、販売店さんに売払い手数料というのをお支払いさせていただいております。そのお金があったり、倉庫の借上料でしたり、ごみ指定袋の販売店への配布委託料でしたり、そういったことをどろどろどろどろ売上げから差し引いていくとほとんど残らないというか、処理経費に回すほどの収入にはなっていないというようなのが実際あります。この売払い収入は、確かに指定袋の値段を上げたことで少し増額にはなっていますが、処理経費まではまだ回っていないというような状況であります。

以上です。

【山上委員長】 これで全員ですね。それでは、吉田副委員長。

【吉田副委員長】 すみません、私のほうから1件だけ。23分の2ページ、項目は自然共生推進事業費のところでございますが、使用料及び賃借料のところライフジャケットの賃借料というのがあるんですが、これがどういった内容のものなのかご説明をいただけますでしょうか。何用の何で何名分とか、そういったものを教えていただければと思います。

【山上委員長】 越原主査。

【越原主査】 ライフジャケットにつきましては、川の生き物調査隊というエコネットと一緒にやっているイベントがございまして、リサイクルセンターの前で川の中に入って生き物調査を、内水面試験場の職員の方を講師にお招きしてやっているイベントがあるんですけれども、川の中に大人もお子さんも含めて入っていきますので、ライフジャケットをレンタルしてお借りしています。そのライフジャケットの使用が年に1回しかないということと保管しておく場所がないということで、都度お借りしたほうが合理的であるということを経験してきてレンタルをしております、参加者数が、来年度の予算といたしましては35人分の予算を確保してございます。

以上です。

【山上委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 ありがとうございます。この事業と関連性があるのかなといったところを確認したかったのであれなんですけれども、すごくいい事業だと思っています。私も公民館のポスターで見たんですけど、うちの子どもも行かせたかったんですけど、すみません、参加できなかったんですが。このライフジャケット、確かに耐用年数があるものですので、2年から5年であったりとか、固定式であったりとか、膨張式もあったりしますから、どれが適切かというのはあれなんですけれども。ということは、町の中に貸せるようなライフジャケットのストックがないということなのかなと思った次第でございます。川に挟まれた町でございますから、全くないというよりは購入してもいいんじゃないかなと思ったところではございますけれども、今ご説明の中で35人分ということでしたので、それは、だったらレンタルもありかなと思っております。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、消防であったりとか水防のほうには配備されておりますし、水辺に行くことも、職員の皆さんが行くこともあるでしょうから、全部が全部レンタルじゃなくてもいいのかなとは思っておりますが、この事業を通して必要性、ストックの有効性については検討していただけたら幸いかなと思っております。特に子どもなんかはライフジャケットを持っている家庭も少ないでしょうから、多少はあってもいいんじゃないかなとも思いますので、見解をいただきたいなと思います。

【山上委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 ご意見ありがとうございます。川に挟まれている町なのでそういったものを準備していてもいいのかなとは思いますが、今のところ、400円を35人分という予算を計上させていただいておりますけれども、この事業も本当に人気があって、大体予約待ちというか、という形になるような事業でございますので、もう少し多くの人数でできるようなことが考えられるようでしたら買っていいのかなという部分については、また財政当局だとかと相談をさせていただければと思います。ありがとうございます。

【山上委員長】 以上で、環境経済部環境課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、環境経済部農政課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 環境経済部最後となります。農政課の予算審査となります。説明につきましては吉田農政課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、農政課所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は9分の2ページをご覧ください。職員給与費でございますが、農政課職員5人分の給料、職員手当と共済費でございます。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展、農業総務事務の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費で、負担金、補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費で、負担金、補助及び交付金は、神奈川県森林協会会費及び湘南梨品評会への負担金でございます。

続いて、タブレット資料9分の5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物品評会及び農産物の立毛共進会における商品代等、需用費の消耗品費は、家庭菜園を維持するための消耗品購入費と、遊休農地対策のために町とJAさがみ青壮年部が実施します保育園児による農業体験のために使用するサツマイモの苗の購入費でございます。委託料は、（仮称）農業ビジョン策定業務委託業務完了に伴う皆減及び家庭菜園耕うん委託及び区画設置委託の業務完了に伴う皆減とするものでございます。負担金、補助及び交付金は、農業経営の安定や品質向上など、農業振興を図るための事業に対する補助金でございます。また、詳細につきましては、タブレット資料の9ページをご参照ください。主な増減理由については、備考欄記載のとおりでございます。

タブレット資料5ページにお戻りください。特定財源につきましては、下表の記載のとおりでございます。

タブレット資料9分の6ページをご覧ください。森林環境整備基金積立金は、森林の整備及びその促進に関する施策に充てるため、国から交付される森林環境譲与税が発生した場合に当該基金に積み立て、森林環境譲与税の本旨に沿った事業に充当するものでございます。なお、特定財源は下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料9分の7ページをご覧ください。農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした事務管理の経費でございます。旅費は、職員の普通旅費で、負担金、補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会の負担金と湘南支部への負担金でございます。

タブレット資料9分の8ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業費は、農業の生産性を確保するため、農業用排水路等の整備及び維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を行うものでございます。需用費の消耗品は、工事や委託の設計積算に使用する設計図書等の購入費で、需用費の修繕料は、

農業用排水路用地の防草対策用修繕料、委託料は、農業用水路の除草、しゅんせつ、花川用水路の清掃などの維持管理を行う委託料及び農業用水利施設予防保全のための調査機能診断委託料でございます。使用料及び賃借料は、工事等の設計積算に必要な積算システム及び工事等の図面を作成するCADシステム、工事請負費は、農業用水路の維持補修工事を行っていたものでございますが、対象工事の完了に伴い皆減となっております。今後は第3期の調査と機能診断を実施し、工事の計画を立ててまいります。原材料費は、農業用排水路等の施設の維持補修のための補修用材料費、負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県が事業を実施しております相模川左岸用水路の予防保全に対する事業費と県営左岸土地改良区負担金と相模川左岸用排水路の草刈りや補修等を行うための負担金でございます。なお、負担割合につきましては、流域5市1町の受益面積で負担しております。主な増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、本事業に対する特定財源につきましては、歳入番号①、県支出金で農業用施設防災対策事業補助金でございますが、幹線用排水路の調査機能診断委託料に充当するものでございます。

以上、農政課所管の令和8年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。廣田委員。

【廣田委員】 それでは、5点ほどお伺いさせていただきます。1点目は9分の5のページなんですけども、報償費のところ品評会なんですけど、これ結構、私聞くところによると、当然好評なんです。モチベーションにつながるという話がありまして、苛酷な農業というのは労働の中で他者に認められるといった部分については、さらなる農産物のクオリティーの向上にもつながると思うんですけども、多少増えているといったところについて、町の考えというか受け止め方をちょっとお伺いします。

それと同じページで、委託料なんですけど、これは農業ビジョン策定業務完了ということなんですけど、これ今度、新年度は実施の段階に入っていくと思うんですね。これは新年度、人件費が当然かかる話なのでお伺いするんですけども、まず、どういった準備を整えているのかといったところです。

9分の8ページなんですけど、委託料で農業用水路の除草とかしゅんせつというんですけど、過去の話だと自前でやっているなんていったところも聞いているので、ニーズが賄えているのかなといったところをまず最初にお伺いします。

それと最後、9分の9ページで2か所お伺いするんですけども、26の担い手活性化事業について、当然、農業振興はもとより、地域活性化を図るとあるんですけども、となると、生産者だけでなく加工とか流通、最終的には販売に至るチャンネルに関わる人のステークホルダーをどう絡ませるかという話になると思うんですけど、その辺の考え方を伺います。

最後、5点目なんですけども、27の遊休農地の解消といったところなんですけども、大概、遊休農地って荒れてる土地だと思うんです。それを就農者が耕して開墾しなきゃいけないと。そして初めて植えて安定生産して収入となると、タイムラグが収入までできちゃうという話になるんですけど、その辺はどういうふうな目的、効果が達成できて、もとより遊休農地の解消につながるのかという考え方、それぞれちょっとお伺いします。

【山上委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 5点についてお答えさせていただきたいと思います。まず、農産物品評会の受け止め方というふうなことについてでございます。こちらのまずは出品点数につきましても、今数字として持っているのは令和元年からですけれども、少ないときで253点、令和7年度については297点ということで、若干の増加傾向がございます。実際に農業者の声を聞きましても、やはりこれについては品質を認められたいというふうなことでモチベーションにつながっているとこちらとしても解釈してございます。実際に新規就農者につきましても、こちらへの出品を令和7年度から出品されたというふうなことで、新たな取組というふうなことの機会の創出になってございますので、今後もこちらの発展に向けて町としても進めていきたいと考えてございます。

続いて2点目の委託料について、農業ビジョンの状況というふうなことでございます。農業ビジョンにつきましても、もともとは（仮称）農業ビジョンということで、令和7年度中に策定することを想定してございました。実施の段階というふうなことをご指摘ございましたけれども、先日、都市未来拠点・新幹線新駅対策特別委員会の中でも報告がありましたとおり、北部地区の土地利用戦略プロジェクトにおいて庁内検討を進めている状況がございまして、農業ビジョンとしましては、そのプロジェクトの整合を図る必要があるのかなというふうなことを考えてございまして、令和8年度中に策定を行うというスケジュールに方向を変更いたしました。現状では、具体的な検討を進める前段の課題の把握だとか、素案の段階の状況までは至ってございますので、プロジェクトの方向を見据えながら、さらに肉づけ、方向性を策定していきたいと考えてございます。

3点目が、水路の除草等の自前での除草というふうなお話がございました。実際、令和6年度につきましても異常気象等もございまして、予定を、もともと計画していた以上の除草箇所に対応する必要性があるということの中で、やむを得ず職員による自前の除草作業をしたというふうな、過去よりも一番多かった年にはなったのかなというところでございますが、令和7年度につきましても、そういった部分も含めて予算措置をしていただき、令和8年度についてもそのような内容で対応できるような環境を整備してございます。

4点目が、担い手活性化についてのご質問でございます。販売チャネルについてのステークホルダーについての考え方というふうなことで、こちらの事業自体の目的については、農業者の団体が実施する農業の振興や地域の活性化について資する事業に対する者に支援するというふうなことで、例えば農産物のブランド化とか、販路の確保というふうな事業に対して支援するというふうなことで考えておまして、実際の販路確保に当たっては、そういった協力者、メニュー開発する人間とか、そういった方の協力が必要だと考えてございますので、そういったことにつながるような、地域全体でできるような事業に展開できたらなと考えてございます。

あと、遊休農地の解消、5点目についてでございます。実際に遊休農地については、町内でも大体2ヘクタール、2.1ヘクタールほどございますが、なかなか良好な農地だけがマッチングできるというふうな状況もなく、そういったところでも借りて耕作していきたいんだというふうな新規の方々がいらっしゃるといことの中で、そういったことに対して費用だとかコストだとか、労働力もかかってくるというふうなことの中で、こちらに対する支援をしていきたいということを考えている事業になってござ

います。

5点、一応以上となります。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 じゃ、1点目から。1点目については、253点から297点。1人当たり何点か出している方もいらっしゃると思うんですけど、少し増えているというわけじゃなくて20%、2割増えているので、かなり好評だと受け止めて評価していいと思うんです。引き続きこの点については、町としても注力して盛り上げていくようにしてください。これ、要望で結構です。

2点目については、北部地区との整合というお言葉が出てきましたので、前回、この場じゃなくて別の部署のところでも言ったんですけど、相当大変な農林漁業調整というハードルがありますので、要はトレードオフになりますので、都市的土地利用と。絶対的になくなっちゃいますので、その点については相当な取組意思を、意思だけじゃ通らないのでやるようにしてください。新年度策定中ということですので、その辺の具体の関係機関協議とか、何か具体の取組のスケジュールみたいなのをもし聞けたら、お伺いします。

それと3点目の水路については、了解しました。職員でやられているということで、危険だし大変だと思う。夏場なんかは特に。その点は十分な予算づけというのをしてあるということですので、了解しました。

4点目については、いろいろ内容は分かったんですけど、この予算で対応できるかという話ですね。

5点目については、2ヘクタールあると。今後これ、考え方なんですけど、マッチング、受け手との、その点についてニーズ把握もした上で、これについては十分解消に向けて努めていただきたいと思えます。この点については要望で結構です。お伺いしたところ2点ほどでしたっけ。お願いします。

【山上委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 まず、2点目の農業ビジョンにおける北部地域のプロジェクトの関係との整合というふうな部分のお話だったと思います。実際、この地域、農用地が多く含まれている地域ではございます。農政の立場とすると、農業の振興を図りつつというふうなことの中で、現時点でこちらの地域についての農用地については除外しにくい要件がそろっているところではございますので、実際の北部の方針を見つつ、こちらのほうとしても検討していきたいと考えてございます。

5点目の……。4点目ですか。

【山上委員長】 4点目。担い手。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 担い手のほうですね。担い手の活性化事業の補助金についてですが、実際にどういった事業を展開するかによってその費用のかかり方というのは変わってくると思うんですけども、今想定されているような要望がある中では、この費用の中でできるのではないかなというふうなことで、実際に取り組んでみて、その予算額等々についてはその都度検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 私も大きくは1点だけとなりますが、今、廣田委員の質問とちょっと重なる部分もあるかと思いますが、よろしく申し上げます。ページにしますと5ページです。負担金、補助及び交付金が155万円増加されました。増減の理由については、担い手活性化事業補助金及び遊休農地解消奨励補助金の新設というふうにありました。補助金のメニューを見ますと、担い手活性化のほうで上限50万円ということで、1件分というふうに考えてよろしいのかなと思いますけども、想定として1件を考えているのかどうかということをも確認させてください。

それから、遊休農地解消奨励補助金のほうで75万円となっていますけれども、今、前段の質問の中で、町が把握している遊休農地については2.1ヘクタールというお答えがありましたけれども、この75万円を使って遊休農地がどれだけ減少されるというふうに想定されているのか、どういう根拠で75万円としたのか、その辺についてまずお答えいただけますでしょうか。

【山上委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 2点のご質問をいただきました。まず、1点目の担い手活性化事業についてでございますが、50万円1件を想定してございます。

2点目の遊休農地対策のほうにつきましては、実際に10アール当たり、草刈り耕うん等で行える解消については5万円を予算として措置すると。あわせて、解消困難な抜根や伐採とかというふうな部分を含む分については、20万円を想定しているところでございます。なので、実際の状況に応じて件数は変わってくるかと思うんですが、その内数で考えてございます。

以上でございます。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、担い手活性化事業補助金、来年度1件を想定していますということでございます。これ事業の概要を見ますと、創意と工夫により新たに計画された事業で、農業の振興及び地域の活性化を図る事業に要する費用を助成するとありますけれども、先ほど前段の中でもいろいろこういった事業ですよという紹介がありましたけれども、この事業の認定をするのは町独自でできるものなのかどうか。町が町の判断でしっかりとこの上限まで出すことができるのか。もしかしたら県とかの補助金が入っている中で、県への何か申請等とか県へのお伺いを立てなきゃいけないのかどうか、その辺について確認をさせてください。

それから、遊休農地解消については、10アール当たり、草刈りであれば大体5万円ぐらい。木とか生えていて抜根等も必要な場合には、大体10アールで20万円ぐらいまでは出しますよということなのかなとありますけれども、解消面積や作業内容に応じて、その作業に要する経費の実費相当額と書いてあるので、かかった額100%出せるというか、遊休農地解消に携わった農家さんについては100%いただけるというふうな認識でよろしいのかどうか。その後には解消面積や作業内容、上限が定められた額とあるので、今課長が答えていただいた草刈りであれば5万円。これを超えた分については、やった方に負担してくださいということになるのか、抜根とかあった場合といっても、その個数によってちょっと変わってくるかと思うんですけど、補助金を出す上で、その辺の細かい部分はどやって行っていくのかについてお答えいただけますでしょうか。

【山上委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 2点ご質問いただきました。担い手の活性化事業につきましては、まずは町独自の判断でというふうな解釈で、町独自の制度として、町独自で判断する予定でございます。

2点目の遊休農地解消事業のほうにつきましては、実費というふうなことではあるんですけども、それぞれ上限額が5万円と20万円というふうなことになりますので、上限を超えるものについては、それぞれの方の負担になってございます。

以上でございます。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 すみません、1点だけ教えてください。ちょっと言葉が出てこなかったのであれなんですけれども、スマート農業とかアグリテックの部分で、何か研究とか検討、研究みたいなことをされているのか、また、それに対しての補助みたいなことを今後考えているのかどうか、それについてお答えください。

【山上委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 スマート農業、アグリテックに関する質問でございます。実際に事業の効率化だとか生産性の向上というふうなことで、ツールとしては有効なツールだと捉えてございます。実際、そういったニーズがどれだけあるのかというふうなことも当然あるとは思いますが、（仮称）農業ビジョンの中では、その政策とかというのも検討の一つとして考えていきたいと考えてございます。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうすると、これから時代に合わせてというか、かなりそういう時代が来ているというのがあるって、当然、「下町ロケット」というのがあるって、それで無人のトラクター、競争みたいのをドラマの中でやったりしていたんですけど、それももう随分前、6年、7年前になっていて、今結構当たり前になっていて、メーカー名はあえて言いませんけれども、かなりその競争も激しくなっているし、ドローンを使った農薬をまいたり、それから管理みたいのもあったりするんで、そういう意味で言うと、新規就農者も入ってきやすい環境が作れるのかなと思うので、ぜひこのアグリテック、それからどちらかという、アグリテックという考え方の中でいろいろとやっていっていただきたいなと思います。AIを使った形で本当にしっかりやっていると農業も変わってくると言われていますので、そのところの研究、検討を令和8年度しっかりやっていただけないかというお願いでございますが、いかがでしょうか。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 今、委員のほうからご提案いただいた部分につきましては、先ほども申しましたとおり有用なツールと認識してございます。実際に水稻において、田んぼにおいて除草のための薬剤散布みたいなことについても、試験的に農協さんと協力しながらドローンを飛ばした試験をやったというふうな状況も昨年中、実施した例もございますので、そういった認識の下、検討してまいりたいと考えてございます。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、環境経済部農政課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、農業委員会事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

吉田事務局長。

【吉田農政課長(兼)農業委員会事務局長】 これより、農業委員会事務局所管の令和8年度予算につきまして、審議のほどお願いいたします。説明は事務局長の吉田より、ご質問につきましては出席職員で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、農業委員会事務局所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、タブレット資料は3分の2ページをご覧ください。職員給与費は、事務局長を除く農業委員会事務局職員2名分の人件費でございます。なお、特定財源は下表記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は3分の3ページ、農業委員会事務運営経費は、農業委員会の活動を円滑に進めるための事務経費でございます。1節の報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名の報酬でございます。7節の報償費は、農産物品評会等の農業委員会会長賞の副賞代、8節の旅費は、全国農業委員会会長大会や各種研修会等の委員の費用弁償及び職員の普通旅費、9節の交際費は、慶弔等の会長交際費でございます。10節の需用費は、農業委員活動のための消耗品費、11節役務費は、農地の利用状況調査に係る郵送料とタブレット端末の通信費でございます。12節委託料は、GIS業務支援システムのデータ移行委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、GIS業務支援システムの借上料とタブレット端末の利用料でございます。なお、増減理由は備考記載のとおりで、特定財源は下表記載のとおりでございます。

以上、農業委員会事務局の令和8年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。

すみません。吉田副委員長。

【吉田副委員長】 すみません、1点だけ確認をさせてください。海老名のほうの農業補助金のところがすごく羨ましいなというお話を、ちょっとご相談を受けておるところがございまして、令和8年度予算の中で農業委員会としてそういったご相談を受けているか。また、それを受けているとしたら、そういった話合いの場を持つような予定が計上されているかどうかだけ教えていただければと思います。

【山上委員長】 吉田事務局長。

【吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 現時点で、農業委員さんにそういったご要望だとか、ご相談をされている方というのは、こちらとしては把握していない状況でございます。

【山上委員長】 以上で、農業委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部道路課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、こんにちは。それでは、都市建設部4課の令和8年度予算についてのご審査をお願いいたします。まず、道路課からとなります。説明につきましては勝又道路課長、質疑につきましては出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、増減理由等につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、タブレットの資料2ページ、1目道路橋りょう総務費の職員給与費は、部長を含め、道路課職員12人分の給料、職員手当等でございます。

資料3ページ、道路橋りょう管理経費は、道路や水路の適正な管理を行うための事務経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、主に官民境界プレートや事務用品等を購入する経費、負担金、補助及び交付金は、道路管理に関する協議会等への負担金でございます。

資料4ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、道路用地や水路用地の適正な維持管理を図るための事業で、委託料につきましては、12ページの参考資料最上段の表を併せてご覧ください。境界確認業務委託は、町が管理しております道水路の境界確定測量及び図面の作成委託料、複写機保守点検委託は、諸証明の発行サービスを行う図面複写機の保守委託料、道路台帳の補正業務委託料は、道路法第28条の規定に基づく道路の管理図面作成及びそのデータを管理する道路台帳システム保守点検委託料、使用料及び賃借料は、図面複写機の借上料、なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

資料5ページ、2目道路橋りょう維持費の道路橋りょう管理経費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態を保つための維持管理経費で、需用費の消耗品費は、維持補修に伴う作業用の皮手袋等の購入費、光熱水費は、主に街路灯の電気料等、役務費は、寒川駅のエレベーター、エスカレーターの運行管理に使用する光ケーブル通信料、原材料費は、道路補修用のアスファルト合材、側溝の蓋などの購入費、負担金、補助及び交付金は、寒川駅南口エレベーター、エスカレーターの電気料金負担金でございます。

資料6ページ、道路橋りょう維持補修事業費は、道路施設の適切な維持管理を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、主に寒川町舗装維持修繕計画、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき計画的に道路施設の修繕や長寿命化を図るもので、委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料上から2段目、また工事請負費につきましては、14ページの表及び15ページの箇所図を併せてご覧ください。委託料の道路調査委託は、次年度以降に予定しております舗装修繕工事の計画作成に資

する舗装支持力調査、橋りょう補修設計委託は、次年度以降に工事予定の橋りょう補修実施設計委託料、橋りょう点検業務委託は、道路法施行規則に基づく5年に1回の定期点検の委託料、工事請負費は、舗装改良工事7路線及び排水構造物改築工事1路線及び道路施設の維持補修工事を行う交通安全対策急施工事、なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

資料7ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態を保つための委託料等の事業費で、需用費の修繕料は、道路照明修繕料等、委託料は、道路施設や水路施設の維持管理を行うための道路維持管理委託料で、詳細につきましては、12ページの参考資料上から3段目の表1から13をご覧ください。1から11は、例年実施しております維持管理業務、委託料の主な増額理由としましては、12の道路照明点検業務及び13の寒川駅階段部非構造部材落下防止対策等設計委託の増、使用料及び賃借料は、道路用地として民地の一部を借りている借地料と、寒川駅エレベーター、エスカレーターのモニター監視システムリース料、工事請負費は、寒川駅南口エスカレーターの駆動するチェーン及び踏み板を支えているステップローラーにつきまして、メーカー保守点検の際、劣化に伴い交換が必要と指摘されたため修繕工事を実施するものでございます。備品購入費は、チェーンソー等の購入費、なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

資料8ページ、3目道路橋りょう新設改良費の橋りょう整備経費は、道路整備を実施するための事務経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、積算に必要な参考図書等の購入費、使用料及び賃借料は、積算システム及び図面作成CADシステム使用料、負担金、補助及び交付金は、道路整備に関する協議会への負担金でございます。

資料9ページ、道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路改良工事や狹隘道路整備等を実施する事業で、委託料の詳細につきましては、13ページの表をご覧ください。設計委託として、宮山倉見13号線と県道410号湘南台大神伊勢原との交差点のほか、旭小学校の北側の倉見南町交差点までの区間を対象に、拡幅及び交差点の線形などについて工事発注に向けた設計を行う道路詳細設計業務委託料、狹隘道路後退用地に係る委託料として、測量分筆等委託料と所有権移転登記等委託料、公有財産購入費は、狹隘道路の後退用地の用地買収費、補償、補填及び賠償金は、狹隘道路後退に伴う物件補償金等、なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

資料の10ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、交通事故防止を図るため、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーの新設や修繕及び通学路等の交通安全対策や路面標示等の工事を実施する事業費で、需用費は、道路反射鏡の修繕料、工事請負費は、道路反射鏡の新設工事及び交通安全対策工事、なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

最後に、資料11ページ、歳入予算の説明でございます。財産収入の不動産売払い収入は、利用していない水路用地等の払下げによる売払い収入を計上しております。

以上で、道路課が所管いたします令和8年度の予算についての説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。
黒沢委員。

【黒沢委員】 2点ほどお伺いいたします。まず、7ページの委託料の中で、寒川駅の階段部分非構

造部材落下防止対策及び雨漏り調査等に基づく設計業務ということを委託しますよということなんですが、これがどの部分になるのか。それから、もう既に非構造部材の落下が見られたり、雨漏りが見られている中での設計委託となるのか、お答えをいただきたいと思います。

それから9ページ、宮山倉見13号線の歩道も含めた拡幅工事の設計を行いますということでありましたけれども、これ拡幅となりますし、将来、県道に接続する部分になろうかと思いますが、その設計の中に自転車専用通行帯などが織り込まれているのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

【山上委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 2点ご質問いただきました。1点目につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。寒川駅の非構造部材の耐震ということでございます。まず、どの部分が対象かということなんですが、寒川町の道路課のほうで管理しておりますのが、まず南口の階段部分とエスカレーターの部分、それと北口のエスカレーターの部分が寒川町のほうで管理しております、その部分につきまして対象としております。非構造部材の耐震というのは、構造体は耐震設計しておりますので特に問題ないということで、主に天井板の落下のおそれがあるというところで、実は東日本大震災があった後に、寒川駅、JRのほうで管理しているコンコースの上と北口の階段部分につきましてはJRで管理しておるんですが、その部分については、ほかの駅で落下の事例があったということで既にもう外してあって、ネットで覆われているというのをご存じでしょうか。そういった形で、寒川町の管理をしている部分について、非構造部材についてはそういう対応になろうかと思うんですが、その設計委託ということでございます。

それと雨漏りですが、南口の宮山駅方面に下りる階段につきまして雨漏りがひどいということでございまして、一部応急処置をしたところではございますが、その部分を含め、実はほかの部分も若干、造ってから15年、20年近くたっておりますので、調査を含めての設計委託というものでございます。

1点目につきましては、以上でございます。

【山上委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 2点目の宮山倉見13号線における自転車道の考え方なんですけれども、寒川町、自転車ネットワークというのは今後つくっていく予定ではあるんですけど、あと、県道410号湘南台大神伊勢原線につきましては、自転車歩行者専用道がつきます。寒川町につきましても、そこに接続する部分については自転車が必要と考えておりますので、自転車専用レーンではなく、車道混在の青色の矢羽根で自転車のことについては検討しております。

以上です。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 2点目については、理解いたしました。

1点目については、多分、以前から南口に、西側に下りる部分ですね、駐輪場のほうに向かって下りるところについては大分老朽化が目立つなという感覚を持っておりまして、一部、たしか雨漏りするところについては、人が通らないような柵が備え付け、今どうか分からないですけど、直近どうか分からないですけど、一時そういうことがされていたかな。今もされているのかもしれませんが、そういう状況だったかと思います。来年度設計ということになると、実際の工事というのはその翌年になります

かね。というふうに考えるわけですが、それまでの間の対応策として来年度何か、工事が完了するまでの間の対応策としては、現状と違う対応策は何か考えられているのかどうか、その辺についてお答えいただけますでしょうか。

【山上委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 おっしゃるとおり、来年度設計委託ということになりますと、翌年度、令和9年度に工事という計画でございますので、その間につきましては、実はここで1月に道路の維持補修委託のほうで、主に漏れているであろう部分について応急的に防水の工事を実施しまして、その後、雨の状況を見ますと、少々しみてくる程度で、以前のような滴が非常に垂れてくるような状況ではなくて、カラーコーンも撤去しまして、全面的に通行できるような形で応急処置は済んでおります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 15分の6ページの道路橋りょう維持補修事務費の部分で、ちょっと確認というか聞きたいことがあります。道路整備とか維持補修工事の際に、これまであった植え込みですとか植栽が取り除かれているというようなことを見かけたり聞いたりするんですね。まず、道路工事の中での植え込みを撤去する、その植え込みって多分、道路内にあるとは思えないので、その植え込みの撤去をする理由というのをまずお聞かせください。

【山上委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 道路の植え込みにつきましては、歩道があるところに対しての植え込みのお話かと思うんですけども、通行する際に歩道が寒川町はちょっと狭いということもありまして、歩道幅を拡幅するにはどのようにしたら皆さんが歩きやすいかと考えた中で、植栽の撤去をしたり、植栽を撤去することによって安全対策が損なわれてはいけなくて、そういうところについては防護柵をしたり、なるべく歩道空間の確保というところで、道路に合った環境づくりというところで、植え込みより歩行者優先というような形でまちづくり、道路づくりのほうを考えているような形で考えております。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かに安全優先ということなんですけど、今まで町としてはそういった植え込みをして景観をよくするというような方向で植え込みをしていたと思うんです。なので、それが方向転換ということ、安全を優先にということで今までの植え込みとか、そういったものを撤去するという方向にシフトしていっているというような考えでよろしいのでしょうか。

【山上委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 全ての道路につきましてはそのような考え方ではなく、歩く方の通学路なのか、どの方が利用されるかによって、道路の種別によってそのようなことは考えて、景観が大事でしたら景観のほうを優先。けども、通学路につきましては歩行者空間の確保などを考えた中で道路の整備をしております。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうなると、基本的には小・中学校のスクールゾーンとか、その辺の道路のところの

何か補修とかするときには、これは必要な、撤去しなければいけないという判断でやっていくと。一般の人が通るようなところは景観を優先にというような感じなんですか。それとも、必要であればそこも撤去するという、そういうような考えなんですかね。通学路は恐らく、植え込みとか安全を優先してということで分かりましたけど、それ以外のところはこういった基準で撤去ですとか、景観を優先するとかというものはあるんでしょうか。

【山上委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 寒川駅前のような人通りが多いようなところにつきましては、しっかり植栽のほう管理をしていきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 すみません、前にも同じことを聞いたんですけど、もう一回どうしても聞いておきたいんですけど、寒川駅の管理というか所有についてなんですけど、今改札、新しいのが、簡易型のICになりましたけど、出て、両方の南口と北口に行く階段のところまでというのはJRさんの管理で、その下について、階段とエレベーターについては寒川町の管理という考え方でよろしいんですか。まずそこを教えてください。

【山上委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 おおむねそのとおりでございます。ただ、北口の階段はJRの管理でございます。それとコンコース、上の部分につきましてはJRの管理と。それ以外は町の管理でございます。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうすると、駅舎自体は、例えば駅舎で南口の階段の上の屋根に何か不具合が生じた場合の修理はどっちがやるのか。そこが分からないんですよ。要は、駅舎全体はJRさんが持っているものなのか、それとも今の言い方で言うと、通路はそうだけどその上はどうなっているのかというのをちょっと教えてもらえますか。

【山上委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 すみません、説明が不足しております。南口のエスカレーター、エレベーター、階段部分の屋根につきましても、建物についても寒川町の管理でございます。

(「上、その上」の声あり)

【勝又道路課長】 上もですね。屋根の部分も補修が必要であれば町のほうで補修をするということでございます。

【山上委員長】 上のところですよ。コンコースのところ。

【勝又道路課長】 コンコースの部分につきましては、屋根もコンコースも含めてJRのほうで管理しております。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 何を聞いたかったかという、前、ちょっとお金を稼ごうという話をしようと思っていて、アークリーグをやったときに北口のエレベーターのところまで広告やりましたよね。その昔なんで

すけど、原宿駅を、まだ今のきれいになる前の原宿駅をキリンビールさんが全部ラッピングしちゃったことがあるんですよ。クリスマスから正月にかけての、結局、寒川神社に来ていただく、電車で来る人は宮山から来るんだけど、寒川駅をデコレーションできれば、寒川駅で降りてもらって、それを見てもらって神社に行く。もしくは神社へ行ったら今度、寒川駅までそれを見に来てもらうというようなこともできるのかなとちょっと思ったんです。だから、そういうデコレーションみたいなこと。その昔、原宿駅が、キリンのあのキリンありますよね、伝説のキリン。あれを上に乗ってピッカピカさせたんですよ。それで駅中、全部キリンの商品で飾ったということをやったことがあって、それは何でかという、キリンビールさんが原宿に本社があって、そういう因果的な意味もあったんですけども、ちょうどクリスマスから正月にかけて車両が増えるというところで、彼らはそれで広告媒体として原宿駅をラッピング。いわゆるラッピング広告したんですけども、そういう考え方ってできるんですか。JRさんとの話し合いになるんでしょうけれども、うちも、うちもというか、寒川町も管理している場所であるから、場合によってはそういうような可能性があるのかどうかというのをちょっとお聞かせいただけますか。

【山上委員長】 畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 今のPRに使うというお話なんですけれども、可能だとは思いますが。ただ、JRさんのほうでも、そこに広告掲載物を貼るということは、それに対する使用料とか占用料とか、そういったことも当然出てくるかなというところですね。あと、やる目的によって、その辺のJRさんとの交渉次第かなという部分もあると思うんですが、基本的には、お金をかければできないことはないなと思っています。ただ、やっていく中で、今度、屋外広告の条例だったりとか、その辺も関係してくるので、その辺、具体化していくのであれば、その辺も含めた中で調整は調査が必要かなと考えております。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部道路課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部下水道課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、続きまして下水道課となります。説明につきましては西島下水道課長、質疑につきましては出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 西島下水道課長。

【西島下水道課長】 それでは、下水道課所管の令和8年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、下水道課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。説明に当たりましては、タブレットの説明資料を基にご説明をさせていただきます。

すので、よろしくお願いたします。

まず、下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰出しでございます。タブレット資料060の2ページをご覧ください。下水道事業特別会計負担金は、3億6,424万4,000円で、水質規制費負担金や分流式下水道経費の増により、前年度に対して1億892万8,000円の増、資料の3ページをご覧ください。下水道事業特別会計補助金は、2,971万5,000円で、使用料改定等による赤字補填の減により前年度に対して3,338万9,000円の減、資料の4ページをご覧ください。投資及び出資金における下水道事業特別会計出資金は、3,060万4,000円で、委託料及び人件費、土地購入費の増により前年度に対して898万円の増となり、繰出金の総額としましては、前年度に対して8,451万9,000円の増となっております。

一般会計については、以上でございます。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで一般会計に関する質疑を打ち切ります。

続いて、特別会計について執行部の説明を求めます。

西島下水道課長。

【西島下水道課長】 引き続き、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

予算書の後段260分の231ページからの下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。第1条は、総則、第2条は、令和8年度における業務の予定量、第3条は、収益的収入及び支出を定めるもので、収入では、使用料や一般会計からの負担金などを、支出では、事務、維持管理経費及び支払い利息などでございます。収入における第1款下水道事業収益は、14億6,173万4,000円を、支出における第1款下水道事業費用は、14億5,527万8,000円を予定額としております。第4条は、資本的収入及び支出を定めるもので、収入では、起債や国庫補助金など、支出では、建設改良費や企業債償還金などがございます。収入における第1款資本的収入は、5億4,407万2,000円を、支出における第1款資本的支出は、9億6,929万1,000円を予定し、差引き4億2,521万9,000円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金を補填財源とするものがございます。第5条の債務負担行為につきましては、寒川町水洗便所改造等資金貸付けあっせん条例に基づき、金融機関から融資あっせんを受けた借受人が、債務不履行を生じた場合の金融機関への損失補償を見込むものがございます。第6条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、内容は3ページに記載のとおりでございます。第7条の一時借入金は、事業年度内に万が一資金不足が生じた際の一時借入金の限度額を定めたものがございます。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用のうち消費税に限り流用ができることを定めたものがございます。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費と定めたものがございます。第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から下水道事業特別会計への補助金の額を定めたものがございます。

続きまして、寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書でございます。6ページから7ページは、予算の実施計画でございますが、24ページ以降の下水道特別会計の収入及び支出の集計でございますので、後ほどご説明いたします。

8ページをご覧ください。令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1年間の現金の動きを示す財務諸表で、業務、投資、財務の活動ごとに表したものでございます。

9ページから12ページは、給与費明細書でございます。

14ページ、15ページは、予算書の第5条、債務負担行為に関する調書でございます。

16ページから18ページは、令和8年度末における令和9年3月31日の予定貸借対照表でございます。

19ページは、令和7年度末における令和8年3月31日の予定損益計算書で、令和7年度末の収益と費用を記載したものでございます。

20ページ、21ページは、令和7年度末における令和8年3月31日の予定貸借対照表で、令和7年度末の予定資産、負債、資本をそれぞれ記載したものでございます。

これより事業ごとの支出の説明に入らせていただきますが、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目が多く、その充当先も多岐にわたるため、収入とその内容について一括してご説明申し上げます。後ほどご説明いたします支出の際には、資料の事業費別歳出歳入予算の概要の下段に記載しております事業に対する収入科目等により、財源と充当先のご確認をいただきたくお願い申し上げます。

ここからは収益的収入及び支出で予算の3条に当たります。それでは、寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書の24ページ、25ページをお開きください。収益的収入でございます。1款下水道事業収益1項営業収益1目1節下水道使用料につきましては、汚水私費の原則に基づき、汚水に係る維持補修事業費、下水道使用料納付事務委託、人件費、相模川流域下水道維持管理負担金、汚水の減価償却費、汚水の償還金利子などへ充ててございます。2目他会計負担金1節一般会計負担金は、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金は、雨水に係る維持補修事業費、流域下水道維持管理負担金、人件費、雨水の減価償却費へ、水質規制費負担金は、特定事業所から排出される水質調査に係る委託や人件費へ、水洗便所等普及費負担金は、下水道への排水設備接続に係る人件費に充ててございます。5目その他営業収益1節手数料の登録手数料は、指定工事店等の登録手数料、諸証明手数料は、下水道台帳発行手数料で、一般管理費に充ててございます。4節雑収益は、茅ヶ崎市からの流入分使用料で、下水道維持補修費に充ててございます。2項営業外収益2目他会計負担金1節一般会計負担金につきましては、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金については、雨水償還金の利息へ、臨時財政特例債等負担金については、汚水償還金の利息へ、分流式下水道負担金につきましては、経営で賄い切れない資本費分として繰り入れ、同じく汚水償還金利息へ充ててございます。その他負担金は、職員の児童手当に充ててございます。3目他会計補助金1節一般会計補助金は、赤字補填分として繰り入れるもので、減価償却費へ充ててございます。7目雑収益1節雑収益の延滞金は、雑入が生じた際の科目設定で一般管理費に充ててございます。8目長期前受金戻入1節有形固定資産長期前受金戻入及び2節無形固定資産長期前受金戻入は、国庫補助金や受贈資産に係る収益化分としての非現金収入、3節元金繰入金長期前受金戻入は、臨時財政特例債等負担金の元金繰入金に伴う収益化分としての非現金収入、3項特別利益2目1節過年度損益修正益は、不測の収入が生じた際に備える科目設定、3目1節その他特別利益は過年度の長期前受金戻入分などでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、支出でございます。

寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書の26ページから29ページをお開きください。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費でございます。タブレット資料061の2ページをご覧ください。下水道維持補修事業費は、下水道施設の維持修繕に係る費用でございます。光熱水費は、水門やマンホールポンプの電気料、修繕費は、不具合が発生したときの緊急修繕費、通信運搬費は、水位等監視システム等の通信費、委託料は、維持管理に伴う委託12件を予定しているものでございます。各委託の概要につきましては、資料の24ページに記載のとおりでございます。賃借料は、下水道施設用地の借地料、工事請負費は、維持補修工事4件を予定しているものでございます。各工事の概要につきましては、資料の25ページに記載のとおりでございます。材料費は、鉄蓋や防護蓋など補修用材料の購入費、負担金は、県道掘削に伴う事務負担金や雨水処理に係る茅ヶ崎市への負担、補助交付金は、雨水貯留施設設置に伴う助成金でございます。

資料の3ページをご覧ください。下水道台帳管理費でございます。委託料は、下水道台帳の管理に伴う委託2件を予定しているものでございます。委託の概要につきましては、資料の24ページに記載のとおりでございます。

資料の4ページをご覧ください。相模川流域下水道維持管理事業費でございます。負担金は、相模川流域下水道の汚水処理に要する応分の負担金でございます。

資料の5ページをご覧ください。普及指導費でございます。水質規制事業費の委託料は、相模川流域下水道維持管理要綱に基づく特定事業所の水質検査で、公共下水道への有害物質の流入防止を目的とするものでございます。委託の概要につきましては、資料の25ページに記載のとおりでございます。

資料の6ページをご覧ください。水洗便所等普及事業費の補助交付金は、下水道への接続や雨水貯留を目的とする排水設備工事等に伴う助成金や利子補給でございます。

資料の7ページをご覧ください。総経費でございます。職員給与費の給料から賞与引当金繰入額までは、管理担当職員6名分の人件費、報酬は、下水道運営審議会委員の報酬でございます。

資料の8ページをご覧ください。一般管理費でございます。主に下水道事業の維持管理経費でございます。委託料は、上下水道料金一括徴収やサポート期間終了に伴う企業会計システム構築などの委託4件を予定しているものでございます。各委託の概要につきましては、資料の25ページに記載のとおりでございます。使用料は、企業会計システム入替え後のシステム使用料、賃借料は、積算プリンターや会計システムの借上料、負担金は、日本下水道協会など加盟団体への会費や一般会計への事務経費負担金、公課費は、公用車の車検に伴う自動車重量税、雑費は、下水道使用料の過誤納還付加算金です。貸倒引当金繰入額は、不納欠損見込み分の計上でございます。

資料の9ページをご覧ください。有形固定資産減価償却費でございます。

資料の10ページをご覧ください。無形固定資産減価償却費でございます。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

資料の11ページをご覧ください。企業債利息の下水道債支払利息は、起債に係る償還金の支払利息でございます。

資料の12ページをご覧ください。一時借入金支払利息は、予算書の第7条に定める一時借入金が生じた場合の利子を見込むものでございます。

資料の13ページをご覧ください。消費税及び地方消費税は、消費税法に基づく消費税納付額でございます。

資料の14ページをご覧ください。過年度損益修正損は、過去に納付された下水道使用料の過誤納還付金を見込むものでございます。

資料の15ページをご覧ください。その他特別損失は、不測の支出に備える科目設定でございます。

資料の16ページをご覧ください。予備費でございます。寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書の30ページ、31ページをお開きください。ここからは予算の4条に当たります資本的収入でございます。こちらも財源と内容を一括してご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。1款資本的収入1項1目企業債1節公共下水道事業債は、汚水、雨水の整備事業に充てるものでございます。流域下水道事業債は、相模川流域下水道建設事業費負担金に充てるものでございます。出資金、他会計出資金、一般会計出資金は、雨水公費の原則並びに総務省繰入基準に基づき、一般会計から受け入れる繰入金で、雨水の整備事業や人件費に充てるものでございます。負担金他会計負担金一般会計負担金の臨時財政特例債等負担金につきましても、総務省繰入基準に基づく一般会計からの繰入金で、償還金元金に充てるものでございます。補助金国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で、下水道施設整備事業に係る委託や工事に充てており、国庫補助対象事業費の2分の1の補助でございます。

以上が、資本的収入でございますが、財源の充当先につきましては、先ほどの収益的収支同様、事業費別支出収入予算に記載しております事業に対する収入科目等をご参照いただきたくお願い申し上げます。また、資本的支出においては、予算に関する説明書第4条でご説明申し上げました補填財源の充当がでございます。

寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書は、32ページ、33ページをお開きください。ここからは資本的支出についてです。1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費でございます。

タブレット資料の17ページをご覧ください。下水道整備事業費は、市街化区域内の建設に係る費用で、手数料は、用地買収に伴う不動産鑑定手数料、委託料は、計画や設計に関する委託7件を予定しているものでございます。各委託の概要は、資料の26ページに記載のとおりでございます。使用料は、積算システム等の使用料、工事請負費は、浸水対策工事や長寿命化対策工事、また、下水道施設耐震対策工事など10件を予定しているものでございます。各工事の概要は、資料の28ページに記載のとおりでございます。負担金は、県道掘削に伴う事務負担金、補償費は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償費でございます。

資料の18ページをご覧ください。下水道調整区域整備事業費は、市街化調整区域の建設に係る費用で、工事請負費は、管敷設工事が完成した路面復旧工事2件を予定しているものでございます。各工事の概要につきましては、資料の28ページに記載のとおりでございます。負担金は、県道掘削に伴う事務負担金、補償費は、工事に支障となる埋設物の移設に係る物件補償費でございます。

資料の19ページをご覧ください。建設総務費、職員給与費、給料から賞与引当金繰入額までは、整備担当職員3名分の人件費でございます。

資料の20ページをご覧ください。一般管理費の旅費は、職員の出張旅費、備用品費は、設計や工事に要する参考図書や事務用品の購入費、印刷製本費は、埋設シートの印刷代、通信運搬費は、積算関係に

伴う電子版通信費、委託料は、ウォーターP P P発注支援業務に伴う要求水準書作成や民間企業へのヒアリングを予定しており、委託の概要につきましては、資料の26ページに記載のとおりでございます。賃借料は、工事等に伴う積算関係プリンターのリース料です。

資料の21ページをご覧ください。3目相模川流域下水道建設事業費の負担金は、流域下水道の建設に係る応分の負担金でございます。

資料の22ページをご覧ください。有形固定資産購入費は、小動幹線枝整備に伴う土地購入費でございます。

資料の23ページをご覧ください。企業債償還金は、これまでの起債の償還金元金でございます。

以上が、下水道課所管の予算に関する説明書の内容でございます。なお、資料につきましては、27ページ及び29ページ以降には、委託予定箇所図、工事予定箇所図、普及状況、供用開始図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。青木委員。

【青木委員】 下水道事業特別会計の中の4ページ、相模川流域下水道維持管理事業費についてお尋ねします。この事業費については、今年度は維持管理費が増加しているというようになっていますが、その理由として人件費や委託料、施設の老朽化への対応などが挙げられていますけども、まず、この増加の主な内容について具体的なものを伺います。

あと、17ページの下水道整備事業費についてです。下水道整備事業費の工事請負費について、今年度こちらのほうも増額されていますと。内容としては、浸水対策工事や長寿命化・耐震化対策工事となっていますけども、まず、それぞれどのような工事を行う予定なのか、その具体的な内容をお聞かせください。

それと20ページ、一般管理費の中で、委託料としてウォーターP P P発注支援業務委託が計上されています。まず、このウォーターP P Pとはどのような仕組みで、町としてどのような目的で検討を進めようとしているのか、その点について伺います。

以上、3点です。

【山上委員長】 西島下水道課長。

【西島下水道課長】 流域維持管理負担金の増の理由なんですけども、流域からのご説明では、人件費のほか、主に施設の老朽化への対応や管渠補修工事の計上による維持管理費、公社への委託料が増額とのことでした。

【山上委員長】 飯田副技幹。

【飯田副技幹】 2点目の質問に対してお答えさせていただきたいと思います。まず、工事費の具体的な内容ということですが、まず、雨水の浸水対策ということで、現在考えているのが青少年広場、そのちょっと南方のところに、今、小出川に流れている管が出ているんですが、そこのはけ口の改修工事、そちらを行う予定であります。

それから、耐震化と長寿命化、それにつきましては、耐震化につきましては、当然、マンホールの浮

上防止、あるいは管とマンホールの部分について、どうしても地震が来るとその部分が移動しますので、管が折れたりとかしますので、その部分を補強するというか、可とうができるような、動いて管が壊れないような構造にする工事を行う予定しております。

それと長寿命化につきましては、マンホールの鉄蓋、蓋ですよ。その部分がかなり老朽化していますので、その交換を今予定しております。

それと3点目のウォーターPPP、その仕組みはどんなものなのかというような質問に対してですが、まず、ウォーターPPPというのは、基本的には施設の維持管理、それから改築更新、その部分を今後、官だけではなく民も含めて共同でその部分を直していくというか、進めていこうというのが国のほうから今来ている大きな流れになってございます。その中で、じゃあ、町としてどういうふうにしていくのかというのは、当然、その維持管理の部分をどこまでを範囲を決めて、当然その部分の企業とどういう形でマッチングをしていくのか。そういった部分を含めて検討させていただきたい。来年度、その部分も含めて事業者のほうとヒアリングを行いながらこの事業を進めていきたいと思っております。

以上になります。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。1つ目と2つ目の工事の内容について確認ができましたので、こちらのほうはいいです。

ウォーターPPPについて説明していただきました。これはウォーターPPP、導入するかどうかという議論の段階なんですけど、発注支援業務委託ということなんですけど、ただ、これは民間企業が関わることで、サービスの質とか公平性の影響を心配する声というのもこれから出てくると思うんですよ。こうした点をどのように考えているのかということについて伺います。

【山上委員長】 飯田副技幹。

【飯田副技幹】 説明がちょっと不足していたかと思うんですが、こちらのウォーターPPPにつきましては、施設自体の管理者はあくまでも町。その中で施設をどのように維持していくのか。下水道事業をどうやって継続していくのか。そういったところの観点から、現在、人員不足ですとか、予算の規模ですとか、いろいろな部分で厳しい状況がございまして。その中で、民間の力を借りながら下水道事業を継続していこうというような観点から、民間活力を利用しながら進めていこうと。基本的にはウォーターPPPには2種類ございまして、1つはコンセッション方式というものと委託方式で、極端に言えば、コンセッションというと運営権を民間に委ねると。町が今考えているのはその部分ではなくて、あくまでも施設管理者として施設をどのように継続していくのかという部分を主眼に置きながらこの事業を進めていけたらなと思っております。

以上になります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 それでは、以上で、都市建設部下水道課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部都市計画課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

島山都市建設部長。

【島山都市建設部長】 それでは、続きまして、都市計画課となります。説明につきましては栢沼都市計画課長、質疑につきましては出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和8年度予算につきまして、お手元のタブレット資料070都市計画課予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。なお、都市計画につきましては、組織の見直しに伴い、予算の一部が予算特別委員会説明（参考）資料備考欄に記載の所管課に変更となりますので、よろしくお願いいたします。

説明資料2ページをご覧ください。都市計画事務経費でございます。住環境の向上のため実施する事業に必要な事務費を計上してございます。

説明資料3ページをご覧ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的に木造住宅や木造ブロックの耐震化促進を行うものでございます。負担金、補助及び交付金は、木造住宅の耐震診断をはじめ耐震改修工事や建物の除却、沿道建築物の耐震診断、危険なブロック塀の撤去等を行う防災工事への補助金でございます。特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

説明資料4ページをご覧ください。住居表示整備事業費でございます。住所が分かりやすく住みやすいまちづくりを進めるために必要な事業費を計上してございます。需用費の消耗品費につきましては、住居番号表示板等の購入費でございます。委託料につきましては、街区表示板の更新を図るものでございます。令和7年度から街区表示板のデザインを一新し、『「高座」のこころ。』を基調とした見やすく親しみやすい表示板へ更新を図っており、令和8年度も引き続き、更新未整備地区の更新を行うものでございます。

説明資料5ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費でございます。都市計画法に基づき、現況及び将来の見通しを把握し、都市計画の運用の基礎とするために必要な調査をするための経費でございます。委託料は、都市計画業務支援システム、GISのリプレースに伴うシステムデータ移行を実施するものと、今後における北部地区の土地利用検討を行うために、新たに都市空間情報デジタル基盤整備を実施するものでございます。特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

説明資料6ページをご覧ください。空き家対策事業費でございます。空き家等対策の推進に関する特別措置法などに基づき、町内の空き家対策を講じる事業費でございます。報酬、旅費は、法定協議会である空き家等対策協議会の運営経費でございます。役務費は、空き家所有者調査に係る郵送費でございます。委託料は、町内の空き家実態調査といたしまして、町内における空き家発生状況や空き家の所有者に対して家屋の管理意向等の調査に関する委託経費でございます。

説明資料7ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、特定財源につきましては、記載のとおりです。

説明資料8ページをご覧ください。公共交通充実促進事業費でございます。報酬及び旅費は、地域公共交通会議委員の運営経費でございます。需用費、消耗品費及び役務費は、今年1月から実施しているコミュニティバスシニア割引の発行等に必要な事務用品と郵送費でございます。委託料は、コミュニティバス運行委託に要する費用となります。負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議ほか1件の負担金、また、寒川・海老名間の路線バス維持対策事業負担金につきましては、国の補助金算定期間に合わせ、予算書6ページ第2表債務負担行為に記載のとおり、令和8年度から9年度までの1年間を債務負担行為とするものでございます。

説明資料は9ページをご覧ください。なお、9ページから11ページにかけての公園関係予算についてでございますが、備考欄に記載のとおり、令和8年度から所管が都市計画課から都市整備課へ変更となります。公園緑地管理経費でございます。公園緑地等を皆様の憩いの場として安全・安心かつ快適にご利用いただけるよう維持管理を行うための経費でございます。主な内容は備考欄に記載のとおりです。旅費は、職員の普通旅費、需用費は、公園の維持管理に係る消耗品、公園の光熱水費及び施設の修繕料となります。委託料は、公園・緑道における樹木剪定や除草及び遊具の点検、トイレ清掃などの委託料、15ページに一覧がございますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。負担金、補助及び交付金は、かながわトラスト財団等の負担金となります。増減理由については、記載のとおりです。特定財源につきましては、記載のとおりです。

説明資料は10ページをご覧ください。公園等協働事業でございます。地域の皆様のボランティアによる公園緑地の美化及び維持管理活動を推進し、公園等に対する愛護思想の普及を図る事業でございます。報償費は、公園愛護活動団体への報償金でございます。団体ごとに受け持つ公園等の面積規模により交付するものでございます。特定財源につきましては、記載のとおりです。

説明資料は11ページをご覧ください。緑の保全・普及啓発事業費でございます。緑の保全、緑化推進により健康で快適な住みよいまちづくりを図り、町の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐための事業でございます。需用費、消耗品費は、緑化フェアにおける配布用苗木等の購入費でございます。負担金、補助及び交付金は、保存樹木、保存樹林所有者に対する助成金でございます。特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

説明資料は12ページをご覧ください。国県道整備促進事業費でございます。町民の住環境向上のため国や県の道路整備などの事業に対して整備促進要望活動、関係機関との調整業務を行う事業でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか4件への負担金でございます。

説明資料は13ページをご覧ください。歳入となります。諸収入は、一之宮公園自動販売機電気使用料でございます。

説明資料14ページをご覧ください。こちらは休止及び廃止等事業になります。都市マスタープラン見直し事業についてでございますが、都市マスタープラン進捗管理等に伴う満足度調査のアンケート郵送代等を令和7年度に計上しておりましたが、事業が完了したためこちらは皆減となっております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

横手委員。

【横手委員】 6ページの空き家対策事業費で、去年は、前年度は委託料で調査費、実態調査費がなかったんですけど、これもしかして、2018年以来の実態調査になるかというのをまず確認させてください。

それから、調査をする背景だったり、その目的というのはそのときとちょっと変わってきているんだろうなと思うので、そこを教えてもらえればと思います。また、具体的にどういった内容の調査方法を行うのか。それを教えてください。

以上3点、質問させていただきます。

【山上委員長】 栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 今回の空き家調査の委託につきましては、平成30年以来の調査になります。調査内容につきましては大きく5つありまして、まず1つ目が、空き家調査対象データの特定作業になります。2つ目が、空き家実態調査となります。3つ目が、アンケートの実施となります。4つ目のほうが、空き家位置図の作成となります。5つ目が、空き家実態調査の報告書の作成となっております。今回の空き家調査につきましては、空き家の実態調査と一緒にアンケート、所有者の方の意向調査を行いまして、所有者の方が実際に求めている支援とか、その辺をどういうふうにお考えになっているのかというような調査を行いまして、それに基づきまして、私どものほうも寄り添う形で何か対策ができないかということを考えていきたいということで、そのような考えでおります。

それから、あと空き家の対策の対策計画のほうがそろそろ改定時期となりますので、その基本データとしていくという目的もありますので、このタイミングで実施していくということでございます。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 丁寧なご説明ありがとうございます。分かりました。これ、かなり空き家の持ち主の方にしっかりと寄り添っていくということが分かったんですけども、となると、いろいろな空き家の利用方法というのを今後考えていく、取り組んでいくと考えてよろしいんですか。

【山上委員長】 栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 所有者の方の意向で、売却だったり、賃貸だったり、リフォーム、解体、家財の処分であったりとかいろいろあるかと思うんですけども、今、民間のほうでもそれを一括で請け負っているようなところもありますので、そういうところの利用も検討しながら、町としてできる範囲も当然あるかと思っておりますので、それはそれで町としてしっかり検討していくと。町でちょっとできないなというところは民間にお任せするところもあるかと思っておりますので、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。ちょっと今頭の中に浮かんでいたのは、正直言うと、民泊いろいろ問題ありますけど、民泊みたいなことというのができるかどうかということになってくると、百何軒前回あった。ここは泊まる場所がないので、そういう意味で言うと、そういう使い道も考え方としてはあるんじゃないかなと思っています。なので、様々な取組方法があると思うので、民間を活用するということにしっかりと着眼して、そこも考えながらいろいろとやっていただきたいと思います。これは

要望で結構でございます。伺いませんので。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 2点質問をさせていただきます。15分の3ページのところの耐震改修、それと危険ブロック塀の防災工事の補助金のところなんです、今年度、残り何軒、耐震の必要な家、そしてブロック塀というものが残っているのか。その取組の仕方というところを聞かせていただきたいと思います。

それともう一つは、15分の8ページのコミュニティバスの関係なんです、これ利用されている方が結構多くなってきているなという感じもするんですけど、シニア層からよく聞かれるのが、キャッシュレスでやっていったほうがありがたいというような声をよく伺うんですね。検討等はどの辺までされているのか伺いたいなというふうに。そういう声が上がっているんじゃないかなと思うんですけどね。お願いしたいと思います。

【山上委員長】 栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 まず、耐震の必要な家屋につきましては、令和7年度で1,967戸ございます。ブロック塀につきましては2,041軒となっております。来年度につきましては、木造住宅の耐震診断のほうは、予算的な話になってしまうんですけども、7軒見込んでおりまして、木造住宅の耐震改修工事につきましては1軒、耐震シェルターのほうは1軒、木造の住宅の除却のほうは3軒、沿道の建築物耐震診断事業の補助金のほうが1軒、ブロック塀等の防災工事については8軒見込んでいるというようなどころなんですけども、これは予算的に実態に近い数字で上げさせていただいている数字になりますので、耐震とか大きい地震があると人の命に関わるというところがありますので、1軒でも多く改修を進めるように周知とかその辺を徹底して頑張っていきたいなというところでございます。

それから、コミバスのキャッシュレス化の件なんですけども、こちらのほう、私ども当然検討を今しているところでございまして、機器の関係でありましたりとか、あと事業者でありましたりとか、その辺と聞き取りとか調整をしているところではあるんですけども、タイミング的にここで、この4月で神奈中さんから神奈中タクシーさんに事業者が替わるというところもありまして、ちょっと今止まっているというかというような状況になっておりまして、なるべく早めにその辺、また新たな事業者のほうとも調整を取りながら進めていきたいなというところでございます。

以上になります。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 耐震のほうは、予算の割り振りとしてはこういうスケジュールを考えているというような話なんですけれど、そうは言ってもここは危険だねというところに対して、老朽化が激しいとか、そういったところに対しての働きかけというのはやっぱりしていったほうがいいんじゃないかなと思うんです。ある意味、優先的なところも、限られた予算の中でもつけていかなきゃいけないのかなと思うんですが、そういった取組というのはどのようにしていくのか伺いたいと思います。

コミバスのほうは、やっぱり検討はしているというような話だと伺いましたけれど、だんだん慣れてきているんですね、キャッシュレスに。最初は現金のほうかと。ドライバー不足だとかそういったところをよく聞くんですね、路線バスなんかでは。ドライバーに対しても、もしかしたら効率がよかったり

するんだと思うんです。ぜひ進められるような取組を今年度お願いしたいと思います。何かありましたらお願いします。

【山上委員長】 栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 耐震化の危険なお宅というところも、うちのほうで把握しているのが昭和56年以前の家屋というところで把握しております、それ以上にここがより危険だということところはちょっと把握していないところでもありますので、今後その辺、何かいい手だてがあるかないかを検討していくような課題だと思っております。

それから、コミバスのキャッシュレス化につきましては、いろいろ機械もメーカーさんが何種類かあったりとか、あと事業者さんにおきましても、キャッシュレスの決済の関係でこのパターンだといけるとかいけないとかあったりとかしていますので、その辺、早めに導入に向けていけるように検討は進めたいと思っております。

以上になります。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 私も耐震化についてお伺いいたします。今、前段の質問の中で、非耐震住宅については1,967戸、それからブロック塀については2,041。これが令和8年度当初の数字になるかと思えますけれども、この数字を基にして補助金を520万使って耐震化住宅を1軒造りたいよと。それからシェルターも1軒造りたいよと。それから、ブロック塀の除去については8軒を予定していますよということでございました。

この耐震化促進事業については、以前は木造住宅に限ってやっていた中で、いろいろ一般質問や予算の委員会の中で、なかなか進まないけれども事業をもうちょっと拡大したほうがいいんじゃないかというような話の中で、例えばシェルターをやったのが今年度からでしたっけね。シェルターであったりとか、それから住宅だけではなくて、ブロック塀も除却しないと倒れたりして痛ましい事件も起きていますので、そういったところもやっぱりこういう中に入れていきたいと思いますよということでも事業を拡大してきていただいたというふうな認識はしておりますけれども、実際になかなか進まないし、総合計画とかでは非耐震化率で表示されてしまうわけなんですけど、率で表示されると、例えば寒川町、今新築の戸建て住宅がたくさん建っているの、非耐震化住宅が1棟も減らなくてもパーセンテージは減っていくという状況になるので、そこは担当課として、戸として何棟減らしたかということにしっかりと焦点を合わせてくださいねというような話もこれまでの中であったかと思うんです。ただ、それでもなかなか進まないとなると、やっぱりこの補助額の部分、見直す必要というのはないのかなと思うんですよ。そういった検討も今までされてきたんだと思うんですけれども、その点についてこの令和8年どうお考えなのかなということをお聞きするとともに、多分、昭和56年以前の住宅については担当課としてしっかりと把握できているので、戸別のチラシのポスティングだとかもこれまでやっていただいたかと思うんですけれども、そういった運動というか事業をやった中での効果というのがどれぐらいあった中で今後の対策というのをどういうふう考えているのか、その辺についてお聞かせいただけますか。

【山上委員長】 栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 耐震化が進んでいない大きな理由としましては、確かに委員おっしゃるとおり、補助金の額、これがもっと、極端に言えば100%出れば、当然、皆さんご利用されるというところはあるかと思うんですけども、やはりこの辺、個々の所有されているものになりますので、なかなか、今の額が適正かどうかということも含めまして、近隣の市町とかの状況も確認をしながら適正な額といますか、その辺を改めて確認していければなというところで考えてございます。

それから、重点地域ですかね、そういう考えで、過去には開発とかで古い時期に開発している地域に対しましてポスティングをして、一定の効果はあったというようなところになっておりますので、その辺も改めて確認をしまして、何か有効なものを過去の事例も参考にしながら進めていければと思っております。

以上になります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 8ページ、公共交通充実促進事業費の中で、地域公共交通会議の委員報酬が今回計上されています。この地域公共交通会議ではどのような課題について話し合いを行っていくのか、主な検討内容について伺います。

それと9ページ、公園緑地管理経費の中で使用料及び賃借料が今回減額となっています。その理由としては、公園用地の借地の一部解消となっていますが、これはどのような公園用地に関するものなのか、また具体的にどのような内容なのかということについてお尋ねします。その2点です。お願いします。

【山上委員長】 鈴木主査。

【鈴木主査】 私のほうからは1点目のご質問、地域公共交通会議でどのような検討がなされているかということについてお答えをさせていただきたいと思います。今年度については、ホームページとかでも公開をさせていただいていますが、割引制度の見直しなんかが多かった関係もありまして、コミュニティバスの運賃の在り方、割引の在り方というところで、どうあるべきなのかということについてご意見等を賜って、精神障害者の割引の拡大であるとか、シニア割引の関係であるとか、運行事業者の変更なんかもお諮りをさせていただいて、実際に制度化につながってきたというところ。あわせて、会議の中では、海老名駅・寒川駅間の路線バスの関係なんかもお話しはしていますけれども、バス待ち環境の改善であるとか、そういったところについても貴重な委員の皆様からのご意見等をいただいておりますので、今後いただいたご意見も含めて、より一層の公共交通環境の充実につなげていけたらいいのかなと思っております。

以上でございます。

【山上委員長】 栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 2点目の公園関係の使用料及び賃貸借の関係なんですけども、こちらにつきましては、今年度、さむかわ中央公園の借地していた箇所を買わせていただきましたので、2名の方から買わせていただきましたので、その分が丸々抜けているという形になります。その減となっております。

以上になります。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目の8ページの件ですけれども、交通の環境充実ということを中心に話し合われたということですが、その会議でコミュニティバスの運行ルートとか利用状況、町民の移動手段の確保などについても議論されるのか、その点について伺います。

それと、借り上げていたのを買い上げたということについて分かりました。何かそれで影響がないかなということを知りたいと思ったんですが、買い上げた、町有物になったということなので、その辺のところは分かりましたのでこの質問はよろしいです。1つ目だけお願いします。

【山上委員長】 鈴木主査。

【鈴木主査】 今ご指摘をいただきました交通会議の中でコミュニティバスルートの見直し等について議論があったのかというところで、年度当初の会議では必ず前年度のコミュニティバスのご利用状況であるとか、あるいは最近も皆様からご指摘をいただいた乗りこぼしの関係であるとか、そういったところも含めて実績のほうをご報告させていただいて、その中で車両の見直しであるとか、そういったところも含めてご意見等はいただいているところで、当然いただいたご意見についてはしっかりと内部で検討させていただいて、今後の見直し等につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部都市計画課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時ちょうどいたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部都市整備課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、都市建設部最後となります、都市整備課です。説明につきまして、飯尾都市整備課長、質疑につきましては出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 それでは、都市建設部都市整備課所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、都市整備課につきましては、組織の見直しにより都市計画課の都市みどり担当、公園関係の部分が移管されていきますけれども、この部分は先ほどの都市計画課でご説明いたしましたので、ここでは従来の都市整備課市街地整備担当のご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は6分の2ページをご覧ください。田端西地区まちづくり事業費でございますけれども、圏央道寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区において、新たな産業集積拠点としての整備を実施している寒川町田端西地区土地区画整理組合に対して、事業費の一部について助成金の交付を行うもので

す。なお、田端西地区の土地区画整理事業なんですけれども、令和6年度に現場の工事が終わって、令和7年度に換地計画の認可、換地処分のお知らせというのが進み、地番が整理されました。そして、令和8年度に区画整理登記とか清算金の事務などの業務がございますので、これらに対する助成を行います。8節の旅費なんですけれども、これは県など関係機関との協議などへ出席に伴う職員の普通旅費、10節の需用費は、土地区画整理組合に対して支援に必要な参考図書の購入費でございます。18節の負担金、補助及び交付金なんですけれども、土地区画整理組合の事業費のうち、先ほど申し上げた区画整理登記、清算金事務に関する調査設計費について助成金の交付を行うものでございます。増減の理由は、備考欄のとおりです。

次に、タブレット資料は6分の3ページをご覧ください。市街地整備事務経費でございます。これは市街地整備担当として事務を行うに当たり必要な経費となっております。13節の使用料及び賃借料は、技術吏員のパソコンのCADソフトの使用料です。増減理由は、備考欄に記載のとおりです。

次に、タブレット資料は6分の4ページをご覧ください。寒川駅南口整備事業費でございます。これは寒川駅南口において、タクシーや乗用車の乗降場の整備を行う事業費でございます。11節の役務費、手数料は、体の不自由な方やタクシーの乗降場に雨よけのシェルターを設置する上屋の建築確認の申請の手数料になります。14節の工事請負費は、タクシー1台、体の不自由な方の1台、一般車2台の乗降場の整備に要する費用の工事費になります。それぞれの増減理由は、備考欄、特定財源については、下表に記載のとおりとなります。また、工事請負費につきましては、6分の6ページに工事の予定箇所として参考資料を添付してございますのでご覧ください。

続いて、タブレット資料6分の5ページをご覧ください。歳入予算なんですけれども、都市整備課が所管しています町有地にある電柱の土地使用料として行政財産の使用料を計上してございます。

以上で、都市整備課所管の令和8年度予算につきまして説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。青木委員。

【青木委員】 6分の4の寒川町南口整備事業費について伺います。今年度新規事業として4,800万円の予算が計上されました。この……。

(「来年じゃない？」の声あり)

【青木委員】 すみません、来年ですね。この事業は寒川駅南口にどのような課題を解決するために実施するのか。まず、事業の目的と整備の内容について説明していただきたいと思います。

【山上委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 南口整備の課題なんですけれども、現在、寒川駅南口について、一般車の乗降場、全く1台もないという状況になってございます。及び、当然ながらタクシーについても乗り降りする場所が基本的になくて、路上で停車して乗り降りをしている状況がございまして、それを少しでも解消するために今回この整備を行うという形になります。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 先ほど、予定としては一般車2台に障害者の方1台、タクシーが1台というようなところ、これをつくるということなんですけど、いろいろな人に話を聞くと、夕方とかになるとあそこずらっと南口、タクシーではなくて迎え、向かう一般車の車がずらっと並ぶんですよね。なので、この2台で何かというふうに言っている人が、2台とは言っていなかったですけど、あそこができるということちょっと話したら、そういったことを言っている方がいたので、その辺の点について、踏まえた上でこの2台、南口の乗り降りの場所を、先ほど言っていた、そういうことを言う意見の人のことを考えてこの台数に決めたのかということについて確認させてください。

【山上委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 こちらの今、青木委員がおっしゃった台数がこれでは足りないんじゃないかということの中で、当然、我々のほうとしても、全て今ある例えば乗降場、送迎車両が今この整備によって完璧に解消するとは思っていない部分はございます。ただ今回、駅前の町の土地の中で最大限用意できる中で、一部歩道の広いところを少しバックして乗降場を整備する中で、可能な限り配置したというので台数がこれぐらい配置できるという形の中で計画したという形になりますので、そこは実際の問題の台数だとかという形が全て解消できるわけではないというのは承知なんですけども、最大限確保したということで計画してございます。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かにあそこの南口、よく利用するというか、立ったりするので見ると、あそこは確かに広い通り道になって、あそこを削るんだらうなと思ってはいるんですけど、やはりその辺のところを踏まえて、タクシー乗り場という点では評価はできるんですけど、今後その辺のところの、夕方の帰宅時の迎えというのが一番ずらっと並ぶというのは聞いているので、その辺のところの対策も、一応要望としてちょっと考えていただいて対応していただくというような、難しいんですけど、頭の中の片隅にでも入れていただいたらなということで要望的な意見として承ってください。

【山上委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 ただいまの青木委員の要望は、ちょっと頭に入れながら、今後対応したいと思います。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 これすみません、僕もちょっと青木委員のつながりになるんですけど、一回、歩幅を60センチで歩いてみたんですけど、多分そうやるであろうところをやってみたら、3台も結構厳しいかなというのが正直あって、謎の夫婦石みたいなところあるじゃないですか。あそこまでやるのは分かるんですけど、だからそれでやることはすごくいいことだと思っているし、そこにタクシーが来ることはいいことだと思っているんですけども、何だろうな、うまく言えないな。理解を得やすいけど得づらい感じになっちゃう気がしてならないんですよね、正直なところ。ごめんなさい、ちょっと聞いておきたいんですけど、これだけの金額かける前に調査はどうやりました？ 今、青木委員が言いましたけど確

かにすごいんですよ、あそこ夕方になると。結構びっくりするぐらい、夕方どころか割と夜まで。ちゃんと時間に合わせて、山手線と違うので3分に1本来る電車じゃないので、15分に1本ぐらいだからちゃんとそれに合わせて来るじゃないですか。そうすると、ずらっと来るわけですよ。山手線と違って、残念ながら。だから、そういうところを一回しっかり調査した上でこれだというふうになったのかというのをお聞かせいただけますか。

【山上委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 現地の調査なんですけども、基本的には職員が現場を見て、並んでいる状況だとか、当然、相模線というのは単線なので上下線が一起来るので、同じ時間帯に上下線の利用者が集中するという中で、その乗降客、要は送迎車が一堂に集まって路上で乗り降りする、待機しているという状況は確認してございますので、少しでもそれを解消するために今回計画しているという形になります。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうすると、こういう言い方は何なんですけど、10台並んでいるとするじゃないですか。そこまで並びませんが、でも、こうやって2つあって、こっち側からだ一つと行くと、8台ぐらい並んでいる中の3台は、4台分ぐらいは奥に引っ込むけど、5台分は今までどおりということだと思う。そこを多分、僕ら懸念しているんですよ。あそこによく立っていれば分かるんですけど、政治活動とかで。朝もすごいけども夜もやっぱりすごいので、そこら辺の、だから理解を得られるけど理解を得づらいというところがすごく、これだけ努力してやろうとしているのに何か理解を得られないかもしれないというのが嫌だなと思っているんですよ。だから今の話だと、例えば10台ずらっと並ぶ中で、じゃあ、4台分は一応ちゃんと奥に引っ込むよ。でも、6台分は今までどおりですよという見え方になってもやるんですねということについてちょっとお聞かせいただけますか。

【山上委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 今、横手委員おっしゃったように、基本的には、整備しても全ての待機車両が解消できるかという、それは難しいのは重々承知の部分があります。その中で、今南口には全くそういうものがないんです。そこで、少しでも町の財産、町の土地の中で何とか確保して今の状態で計画したというのが、ちょっと苦しいんですけども現状になりますので、ご理解いただければありがたいです。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 すごく努力していることはよく分かるので、これやっぱり町民の方たち、あそこ使う人たちにこういうことだということをちゃんと伝えることは必要だと思います。なので、まず、この間タウンニュースにも載っていましたが、でも最近、新聞見ませんから、みんな。何かでちゃんと、ネットなり何かでちゃんと伝えていくことが必要なのかなと思います。それから、しばらく看板を立ててこういうことになりますよみたいなのもあってもいいんじゃないかなと思うんです。なので、しっかりとあそこを利用する人たちが、ああ、寒川町しっかりと努力してくれているんだな。少しでも事故にな

る確率を減らそうとしてくれているんだなというようなところが分かるように伝えていく必要があると思いますけれども、それをぜひやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

【山上委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 今おっしゃられたとおり、当然そのとおりだと思いますので、今後、いろんな媒体だとかございますので、現地の表示だとかSNSだとかというものを使って、施設の有効性とか、その辺をPRしていきたいと思っています。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部都市整備課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、会計課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

大平会計管理者。

【大平会計管理者(兼)会計課長】 皆様、こんにちは。これより会計課が所管いたします令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により私からご説明させていただきます。また、質疑につきましては出席職員とともに対応いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

タブレット資料は2ページをご覧ください。こちらは会計課における事務経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費では、各課で使用する封筒の印刷製本費、役務費では、金融機関への郵送料と税や保険料などの口座振替データの伝送に伴う金融機関への手数料並びに指定金融機関への振込手数料等、委託料では、口座振替データを各金融機関へ伝送するための費用、負担金、補助及び交付金では、指定金融機関であるさがみ農業協同組合の役場派出所業務に対する負担金を予算計上するものでございます。

続きまして、歳入の一般財源分につきましては、タブレット資料3ページに記載のとおりとなりますが、16款財産収入1目利子及び配当金につきましては、令和5年度に購入いたしました債券の配当金として4万3,000円を見込んでおります。

次に、20款諸収入1目町預金利子につきましては、会計課で管理しております資金を定期預金にすることにより利子を得ているもので、令和8年度は86万3,000円を見込んでおります。前年に比べ増額となっておりますが、預金利子の上昇によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 質疑がないようであれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、会計課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

大八木選挙管理委員会事務局書記長。

【大八木選挙管理委員会事務局書記長】 こんにちは。それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和8年度予算のご審査をお願いいたします。説明につきましては、私、大八木が行い、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。説明につきましては、予算特別委員会説明（参考）資料により行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費でございます。こちらは事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費でございます。財源は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。事務局経費でございます。こちらは選挙管理委員会の運営や事務局に係る経費でございます。内容といたしましては、備考欄記載のとおり、報酬は、選挙管理委員会及び委員補充員の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰に係る記念品代、旅費は、委員及び職員の会議等出席のための交通費、交際費は、委員長の慶弔費、需用費は、消耗品として選挙関係の法令集追録代等でございます。役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、選挙システム標準化に係る運用経費、期日前投票所増設に伴う通信回線利用料でございます。委託料は、期日前投票所の増設分のルーター保守委託でございます。負担金、補助及び交付金は、湘南地区の4町で組織する湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金です。主な増減理由は、備考欄記載のとおりです。なお、本経費に充当している特定財源は、下段に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費でございます。こちらは選挙啓発や明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費です。主な内容は、備考欄のとおりです。旅費は、職員の会議等への出席旅費、負担金、補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金でございます。財源は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。県議会議員知事選挙経費は、令和9年4月の任期満了に伴い執行される神奈川県知事及び県議会議員の地方統一選挙に係る経費で、令和9年3月31日までに要する経費です。報酬は、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び選挙事務補助として雇用する会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務や期日前投票事務の時間外勤務手当等、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金等、旅費は、選挙事務に関する職員の出張旅費及び会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、需用費の消耗品費は、選挙事務用物品及び参考図書購入等、食料費は、期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、子ども向けの啓発用選挙記録手帳「VOTE NOTE わたしの投票記録手帳」というものの印刷代、役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料と投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料、委託料は、ポスター掲示場製作・設置委託料と期日前投票事務従事者の人材派遣委託料、また期日前投票システムの運用サポート業務委託料

と入場整理券作成業務委託料となります。使用料及び賃借料は、期日前投票会場の借上料、期日前投票システム用端末の借上料でございます。続いて、下段の表をご覧ください。県議会議員知事選挙経費の特定財源は、記載のとおり県支出金の県議会議員知事選挙執行経費委託金でございます。資料上段のそれぞれの歳出科目に充当してございます。

最後に、タブレット資料の6ページをご覧ください。令和8年度に休止及び廃止等する事業です。番号1、参議院議員通常選挙経費です。令和7年度に当初予算要求したこちらの経費につきましては、基本的に3年に一度の実施であることから廃目としております。

以上で、選挙管理委員会事務局の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

横手委員。

【横手委員】 1点だけお願いがあります。この間の衆院選のときに期日前投票で北部公民館で4日間かな、2月の、そうですね、4日間ですね。やっていただいたことはすごくよかったなと思っています。寒川はよく投票率低いと言うけど、最近は若い方たちが増えているので、僕もそれ全然関係ないから問題ないかなと正直思っています。もう少し南部にも1つ期日前投票所。要は3か所。それとできれば町民センター並みに北部もやってほしい。期間やってほしいのと、あと南部に1つ設けて、3か所で期日前投票。期日前投票にしっかり力を入れていただけないかなというのを要望でお伝えしておきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 大八木書記長。

【大八木選挙管理委員会事務局書記長】 ご意見ありがとうございます。確かに昨今、寒川だけには限らないんですけれども、期日前投票の割合が当日の投票に追いついてきています。実際に北部でも、今回、皆様方からご意見、ご要望をいただいた結果、北部を増設いたしました。令和7年度の実績としては、614人が北部4日間で投票を行っていただきました。よって、投票率も若干ではありありますが、前回の衆議院選、または7月の参議院選、それぞれ上がっております。特に若年層も投票率が上がっているというのは委員おっしゃるとおりでございます。今おっしゃられた期日前投票所ですね、こちらのほうに力を入れてということでありまして、こちらのほうは今回、令和7年度、初めて北部のほうを増設しまして4日間行いました。一番課題になったのが、人員の配置、職員の配置ですね。こちらのほうが期日前投票制度というのが平成15年から始まって、かなり人員が、職員が通常勤務の中から選ばれて投票事務、費やしていただいているんですけれども、そこで業務がかなり遅れてしまったりとか、あとほかの人に負担がかかっているとか、実際には声は上がっているんですけれども、そういったところを踏まえながら、今後は有権者の方々が、選挙人の方々が利便性を高めるためには考えていかなければならないかなとは思っています。ただ、今の現状では、北部のほうの4日間、ここを経験した結果、かなり職員のほうの負担、また立会人さんをお願いする場面での募集がなかなか集まらない。それとあと、事務従事者として派遣業務委託をシルバー人材センターさんをお願いしているんですが、これ以上増えると人の配置がちょっと厳しいですよという話は聞いておりまして、そういったところを鑑みて、職員の配置も十分配置が適正に行われることができるようなことを分析した結果できたときには増やせるかなとは思いますが、今の段階で、ここで明確に増やせるということは避けさせていただきながら前向

きに考えていきたいなということで回答とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、監査委員事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 皆様、こんにちは。それでは、監査委員事務局所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により、説明は私、磯崎が、質疑につきましては大場主任主事と対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

監査委員事務局につきましては、組織の見直しによる変更はございません。

それでは、説明をさせていただきます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、職員3名分の給料、職員手当等、共済費でございます。うち1名が現在、育児休業中です。

続きまして、資料3ページ、監査委員事務運営経費の報酬につきましては、監査委員2名分の報酬、旅費につきましては、監査委員の費用弁償と職員の普通旅費、交際費につきましては、監査委員交際費、需用費につきましては、追録代等の消耗品費、負担金、補助及び交付金は、湘南地区監査委員連合会及び神奈川県町村監査委員協議会への負担金でございます。財源につきましては一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願ひします。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 質疑がないようでしたら、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、監査委員事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの監査委員事務局をもちまして、本日の審査は終了となります。明日が教育委員会、そして最終日23日が総括質疑となりますので、総括質疑の準備をしていただきたいと思います。総括質疑の様式につきましては、事務局からメール等で皆様に配信されておりますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。明日以降の予定でございますが、3月18日、明日、教育委員会の審査終了後、皆様方には総括質疑の質問要旨を提出していただきます。時間につきましては、教育委員会終了後にこの場において皆様にお示しをして、提出をしていただく運びになります。その後、特別委員会を再開させていただき、要旨を確認したいと思っておりますので、皆様には何とぞ準備のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまをもちまして、本日の特別委員会を閉めさせていただきます。

最後に、副委員長から一言お願いいたします。

【吉田副委員長】 皆様、お疲れさまでございました。あしたもどうぞよろしくお願いいたします。ただいまをもちまして、本日の予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時34分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長